

官報

号外

平成七年二月二十八日

○第三百三十二回 参議院會議録第八号

平成七年二月二十八日(火曜日)

午後四時二十六分開議

○議事日程 第八号

平成七年二月二十八日
午後四時 本会議

- 第一 平成六年度一般会計補正予算(第2号)
- 第二 平成六年度特別会計補正予算(特第2号)
- 第三 平成六年度政府関係機関補正予算(機第2号)

○本日の會議に付した案件

- 一、日程第一より第三まで
- 一、平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 一、恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特

平成七年二月二十八日 参議院會議録第八号

平成六年度一般会計補正予算(第2号)外二件

別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

- 一、平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 一、阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(原文兵衛君) これより會議を開きます。

日程第一 平成六年度一般会計補正予算(第2号)

日程第二 平成六年度特別会計補正予算(特第2号)

日程第三 平成六年度政府関係機関補正予算(機第2号)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長坂野重信君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔坂野重信君登壇、拍手〕
○坂野重信君 ただいま議題となりました平成六年度補正予算第2号三案の委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

今回の補正予算は、去る一月十七日に発生した阪神・淡路大震災等に対応し、必要な財政措置を講ずるものであります。

一般会計につきましては、歳出面におきまして、災害救助等関係経費、災害対応公共事業関係費、地方交付税交付金等の追加を計上しており、歳入の追加総額は一兆二百二十三億円となっております。歳入面におきましては、租税及び印紙収入について、今回の大震災により生じた被害を勘案して、六千二百億円の減収を見込む一方、財政法第四十四条の規定に基づく公債の増発七千七百九十四億円及び阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律案に基づく公債八千六百億円を発行することといたしております。

本補正の結果、平成六年度一般会計第二次補正後予算総額は、歳入歳出とも七十三兆四千三百五億円となっております。

なお、一般会計予算の補正に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計等八特別会計予算と国民金融公庫の政府関係機関予算について、所要の補正が行われております。

補正予算三案は、二月二十四日国会に提出され、衆議院からの送付を待って、本日、武村大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、村山内閣総理大臣及び関係各大臣に対し熱心な質疑を行ってまいりました。

以下、質疑のうち主なものの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、大震災への取り組みについて、「未曾有の大災害となった阪神・淡路大震災の経験を将来に生かすことは大きな課題であるが、一日も早い復旧、復興と今後の対応について、総理はどう取り組むつもりか。また補正予算について、「今回の補正で六千億円余の税収の減額が見込まれているが、その積算の内訳はどうなっているか。また、八千億円の特例国債が発行されることになっているが、今後の速やかな減債にどう対応し

ていくつもりか。この質疑があり、これに対し村山内閣総理大臣及び関係各大臣等より、「想像を絶する災害に対し、総理である私が本部長となって内閣全体が取り組む体制として緊急対策本部を設置したほか、国土庁政務次官を本部長とする現地対策本部を設置し、対応に当たっているところである。現地ではなおさまざまな不満もあると思うが、政府としては、一日も早い復旧、復興に向けて全力を挙げて取り組んでおり、今後とも万全の体制で臨んでいくつもりである。」「今回の税収見込みの減少については、震災の損失による分が約三千億円あるほか、申告納税における猶予分約三千億円強と合わせて六千二百億円の減収を見込んでいます。税目別には、所得税が二千億円、法人税が三千億円等である。」「また、今回の震災の復旧等に対応するために八千億円の特例国債を発行することとして、財政審からも、やむを得ないものであるが、その減債の財源についてはさまざまな観点から真摯な検討をさせていただければならないとの意見をいただいております。政府としてもあらゆる可能性を真剣に考えていかなければならないと思っております。」「との答弁がありました。

質疑は、このほか、大震災における政府の初期対応のあり方、被災者の雇用対策、食料確保の重要性、原子力発電所の耐震性、被災弱者の救済問題など多岐にわたりましたが、その詳細は會議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、平成六年度補正予算第2号三案は全会一致をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

平成七年二月二十八日 参議院會議録第八号

よって、三案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。武村大蔵大臣。

〔国務大臣武村正義君登壇、拍手〕

○国務大臣(武村正義君) ただいま議題となりました平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案につきまして御説明を申し上げます。

平成七年度予算の編成に当たりましては、一段と深刻さを増した財政事情のもと、財政体質の歯どめなき悪化につながりかねない特例公債の発行を回避するため、従来にも増して徹底した歳出の洗い直しに取り組む一方、限られた財源の中で資金の重点的、効率的な配分に努め、質的な充実に配慮したところであります。

本法律案は、こうした努力に加え、平成七年度の財政運営を適切に行うため、各種制度の運営に支障が生じない範囲の特例的な措置として、平成七年度において、国債費定率繰り入れの停止等の会計間の繰り入れに関する措置等を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

議事日程追加の件 平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案(趣旨説明)

国債整理基金特別会計に繰り入れるべき金額は、国債整理基金特別会計法第二条第二項に規定する前年度国債総額の百分の一・六に相当する金額及び同法第二条第二項に規定する割引国債に係る発行価格差減額の年割りに相当する金額とされており、平成七年度におきましては、これらの規定は適用しないこととしております。

第二に、平成七年度において、定率繰り入れ等の停止に伴い国債整理基金の運営に支障が生じないようにするため、日本道路公団、日本開発銀行等に対するN.T.T株式の売り払い収入に係る無利子貸し付けについて繰り上げ償還を行うことができることとするともに、別途、貸付先に対し相当額の貸し付けを行うこととしております。

第三に、平成五年度の決算上の不足に係る国債整理基金から決算調整資金への繰入相当額については、決算調整資金に関する法律の規定により、平成七年度までに一般会計から決算調整資金を通じて国債整理基金に繰り戻すこととされており、この繰り戻しを平成八年度まで延期することとしております。

第四に、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち一般会計に帰属したものと並びに日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団の債務のうち一般会計において承継したもののうち、平成七年度において償還すべき金額については、それぞれその資金運用部に対する償還を延期することとができ、当該延期に係る金額については、五年以内の据置期間を含め、十年以内に償還しなければならないこととしております。

第五に、平成七年度における一般会計から厚生年金特別会計年金勘定への繰り入れのうち経過的国家庫負担については、その二分の一に相当する金額を下らない範囲内において予算で定める金額を繰り入れるものとするとともに、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、繰入調整及びその運用収入相

当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れることとしております。

第六に、平成七年度における一般会計から国民年金特別会計国民年金勘定への繰り入れについては、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの特例に関する法律の規定により繰入金額の算定において加算するものとされている金額はこれを加算しないものとするともに、後日、将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、加算しなかった金額に相当する額及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れることとしております。

第七に、平成七年度における一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への繰り入れについては、雇用保険法に定める額から三百億円を控除して繰り入れるものとするともに、後日、雇用保険事業の適正な運営が確保されるよう、各年度の当該勘定の収支の状況等を勘案して、繰入調整及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れるものとしております。

第八に、平成七年度において、外国為替資金特別会計から、外国為替資金特別会計法第十三条の規定による一般会計への繰り入れをするほか、三千五百億円を限り一般会計に繰り入れることができることとしております。

第九に、平成七年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定及び保障勘定から、三千百億円を限り一般会計に繰り入れることができることとするともに、後日、繰入金相当額及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れるものとしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、最近の社会経済情勢の変化及び現下の厳しい財政状況に顧み、課税の適正公平を確保する観点から租税特別措置の大幅な整理合理化

を行うとともに、早急に実施すべき措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、課税の適正公平を確保する観点から、企業関係の租税特別措置等について廃止を含む整理合理化を行うこととしております。

第二に、企業の事業革新の円滑化に資するため、一定の事業者に対し増加試験研究費の税額控除の特例等の措置を講じ、また、中小企業の創造的業務活動の促進に資するため、一定の中小企業者に対し機械等の設備投資に対する特別償却または税額控除等の措置を講ずる等、社会経済情勢に対応して所要の措置を講ずることとしております。

第三に、個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税について、特別控除後の譲渡益が四千万円以下の部分については現行三〇％の税率を二五％とする等、土地・住宅税制の見直しを行うこととしております。

その他、民間国外債の利子及び発行差金の非課税、住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等適用期限の到来する特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等の措置を講ずることとしております。

以上、二つの法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。猪熊重二君。

〔猪熊重二君登壇、拍手〕

○猪熊重二君 私は、平成会を代表し、ただいま趣旨説明された二法律案につき村山総理大臣並びに関係大臣に質問いたします。

本題の質問に先立ち、現時の緊急な政治課題につき若干質問させていただきます。

第一は、今回の阪神・淡路大震災によって被災された方々が、いかにして一日も早く人間らしい

生活を回復することができるとの問題であります。

一月十七日から既に一カ月半が経過したにもかかわらず、今なお二十万人にも及ぶ人々が、避難場所である体育館や公会堂において人間としての尊厳を否定された生活を強いられおられます。この人々に人間らしい生存の場を一日も早く確保することこそ、現時における国政の最大緊急の課題であります。

そのためには、今回の大震災による災害復旧復興事業を全国的課題として位置づけ、すべての国民に何がしの不便、負担に耐えていただくというところが不可欠と思われまふ。しかし、政府の現在までの対応には、このような基本姿勢が認められないと言わざるを得ません。

そこで、総理に提案します。総理みずから直接国民に對し、この大災害による復旧復興事業を全国的課題として受けとめていただきたいこと、そして、すべての国民に相応の負担、助力をしていただきたいと訴え願うたうかということでありまふ。総理、どうでしょうか。

政府は、平成六年度第二次補正予算において、災害緊急対策費約一兆円を計上しました。このこと自体は妥当な政策決定と言えらるゝのでありますが、問題は、政府がその財源をすべて建設国債、赤字国債に求めるという安易な方法をとっていることにあります。

衆議院において、野党は、平成七年度総予算の組み替えを要求しました。その趣旨は、大震災の復旧復興事業を国民の皆様のともに全国的課題として受けとめることを前提に、大震災発生前に編成された七年度当初予算を抜本的に見直し、不要不急の歳出科目を削減し、もって災害復旧復興事業に充当すべしということでありました。しかし、政府は、この野党の提案を拒否し、七年度総予算はそのままとし、今後作成する補正予算で対応しようとしております。

しかし、政府の現在までの復旧復興財源対策を

見る限り、七年度補正予算案においても、莫大な災害復旧復興事業による歳出を単に国債乱発によって賄うという安易無策な方法に終始すること予測されるのであります。きのうの新聞報道によれば、政府は七年度公共事業費を一律五％凍結しこれを復興事業の財源に充てる方針とのことでありまふが、この野党の組み替え要求を一部でも受け入れざるを得なかった結果と言えらるゝと思ひまふ。

そこで、総理に對し、野党の組み替え要求の正当性を認めた上での七年度補正予算に取り組む姿勢、特に既定経費を一律数％カットすべきであるかどうかという問題、あるいは不要不急の公共事業の災害復旧復興事業への転換、赤字国債乱発の抑制等に対する基本姿勢につき伺つておきたいと思ひまふ。

第二に、右の災害により被災した方々の権利保全のために要する登録免許税の減免及び訴訟費用の減免の問題であります。

被災した方々の不動産登記上の権利を保全するためには相続登記、建物保存登記、担保権設定登記等種々の登記手続が必要であります。例えば、十兆円相当の建物が建築されることを仮定すれば、これによる所有権保存、担保権設定等のために一千億円前後の登録免許税の納付が必要となりまふ。国庫にとつてこの収入は予期せぬ増収であり、被災者にとつては全く予期せぬ出費であります。

したがって、この被災者の出費は、今次の災害の甚大性にかんがみ、減額・免除するべきであると考えまふ。さらに、被災者をめぐる土地・建物に関する各種の民事紛争が多量に発生することが予想されますが、このための訴訟費用も減額・免除する方法を考えるべきであると思ひまふ。右の処置をとることにつき、大蔵大臣及び法務大臣の所見を伺ひたいと思ひまふ。

第三の政治課題は、東京協和信用組合、安全信用組合の救済に関する問題であります。

この問題の本質は、国際的な合意である金融市場の自由化という基本課題に対する我が国政府の対応が適切妥当であるか否かという点にありまふ。

そこで、まず総理に、自由主義経済下における金融市場のあり方に対する基本的見解をお伺ひしたい。

次に大蔵大臣に、今回の右両信用組合の莫大な債務を最終結果的に直接的もしくは間接的に国民の負担において解決することの必要性を、両組合から一度として高金利を受け取ったこともないままにパブルのしりぬぐいだけをさせられる国民の一人一人に對し、十分に納得し得るよう説明していただきたいと思ひまふ。

あわせて、今後、国民の預金先に同様な事態が発生した場合にも必ず政府が今回と同様な救済策をとることを約束できるのか否かについても、国民が十分納得できるような説明をしていただきたいと思ひまふ。

さらに、右両信用組合の監督責任の問題に關し、政府はあたかも東京都に全面的に監督責任があるかのごとき見解を述べています。しかし、国から地方団体に對し機関委任した事務については、受任機関としての東京都に監督責任があることは当然として、それ以上に国に基本的究極的監督責任があることは当然のことでありまふ。国民から信任を受けた政府の責任は、地方団体に事務を委任したからといって、何の消長も来さないものであります。仮に政府の見解のように東京都に本質的な責任があるという見地に立つたのであれば、今後、機関委任事務という制度そのものを根本的に廃止することが信託者である国民に對する政府の責務であると言ふべきです。

総理の、機関委任事務と責任の主体に對する見解並びに機関委任事務制度の廃止に對する所見を伺ひたい。

国債整理基金繰り入れ特例法につき質問いたします。

右特例法は、要約すれば、特別会計に繰り入れるべき国の債務を繰り入れないことによつて歳出を削減し、もしくは特別会計から一般会計に繰り入れるべきでない特別会計資金を一般会計に繰り入れることによつて歳入を増額させるという方法によつて、実質的に約七兆円の歳出増加を予算書の上から消してしまうということでありまふ。

第一点。本来、それぞれの特別会計は、国の一般歳入歳入とは別個独立の会計とすることが政策的にも財政的にも妥当と認められるからこそ、各特別会計設置法によつて設置されているのであります。しかるに、今回の特例法の制定という手法をとることによつて特別会計と一般歳入歳入とを適宜に彼我流用するということとなりまふ。しかも、今回の特例法においては、流用の会計件数においても、流用金額の多額であることから、まことに異常と言わざるを得ません。

総理の、特別会計という財政制度をとることの財政上の意義、効果に對する基本的認識を伺ひたい。

第二点。政府は、憲法上、予算を編成して国会に提出すべき義務があります。政府がこの義務を誠実に履行するためには、現に存在する法律の規定に準拠して予算を編成すべきが道理であります。

ところで、各特別会計法は明文の規定をもつて特別会計において独自に歳入歳出を計上すべきことであるとか、あるいは一定の額もしくは率は率をもつて特別会計の収入とすべきことが規定されているわけですが、したがって、政府の予算編成は、これらの各特別会計法の規定を前提とし、それに準拠して行われるべきであります。

平成七年二月二十八日 参議院會議録第八号

平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

四

す。政府は、従前からの政府のかかる手法を安易に踏襲するのではなく、国会の議決した法律、すなわち各特別会計設置法の明文に適合した予算の編成をすることを心がけるべきであります。

総理が財政に關し国会の意思を尊重すべしとする憲法上の財政民主主義の原則を尊重するのであれば、今回の特例法のごとき予算編成の手法の妥当性につきどのような所見を持っておられるのか、伺いたしたいと思います。

第三点。今回の特例法による措置は、予算書の上からは七兆円にも及ぶ国の実質的債務が姿を消してしまい、国民の目からはこの債務が全く見えないのであります。国民の信託を受けた政府が信託者である国民に判然としない手法で予算を編成することは、財政民主主義の根幹を否定することであり得ます。総理がすぐれた民主主義者であるならば、この国の主人であり国政の究極的決定権者である国民を愚弄するにも等しいこのような財政テクニックを用いるべきではありません。総理の所見を伺いたしたいと思います。

第四点。政府は、今回の特例法による約七兆円の国の債務について、これらの債務はすべて平成八年度以降においては是正されるべきものであると述べています。しかし、このように次の政府に債務処理の責任を転嫁することは、まことに不当きまわりないことと言わなければなりません。村山総理がいままで総理であり得るかは不明ですが、平成八年度予算編成において七兆円にも達する巨額の債務処理義務を負担せられる次の内閣総理大臣こそ迷惑千万な話であります。

総理がこのように次の政府に債務処理責任を押しつけることについての責任をどのように考えているか、伺いたしたいと思います。

第五点。特例法の中で、自動車損害賠償責任再保険特別会計から一般会計に対する三千百億円の繰り入れはまことに不当きまわりないものと言わざるを得ません。

同特別会計の収入は、自動車を保有するすべて

の国民から強制的に徴収した保険料であります。したがって、同特別会計上余剰が生じるのであれば、保険料を減額して自動車保有者に還元すべきものであります。一般会計への繰り入れは、自動車保有者の保険料の余剰金を国が恣意的に費消することであって、保険料を納入した国民に対し恥すべきこと。

総理は、このような処理の妥当性を、保険料を納入している全国の自動車保有者に対し納得できるように説明していただきたい。

最後に、村山内閣の財政運営に対する基本的取り組み姿勢について伺います。

六年度第二次補正予算、本特例法を含めた七年度総予算のいづれを見ても、村山内閣の財政改革方針は全く瓦解したと言わざるを得ません。限度なき歳出増加と赤字国債の乱発によって、国の財政は赤字経営であり倒産寸前であると言っても過言ではありません。

真に財政改革を實行するためには、行政改革、すなわち省庁統合、規制廃止、特殊法人統廃合などによる歳出削減、公正妥当な納税制度の確立、不要不急な公共事業の抑制・転換等々が必要であります。そのいづれも村山内閣によつては実現不可能の状況にあります。

総理の右の点を踏まえた財政改革に対する基本的見解を伺って、私の質問を終わります。

どうもありがとうございます。(拍手)

(国務大臣村山富市君登壇、拍手)

○国務大臣(村山富市君) 猪熊議員の質問にお答えする前に、想像を絶する未曾有の大被害をもたらしました阪神・淡路地区の大震災が起こりましたから一カ月を経過いたしました。いまだに集団的な避難生活をされておられる被災者の数もたくさんおられることについてお触れになりましたが、重く胸の痛む思いで拝聴いたしました。

政府は内閣挙げてそうした救援と復旧にこれからも取り組む決意であります。当面必要な緊急措置を内容とした第二次補正予算について全会一

致で御理解ある御成立を賜りましたことを、まず心からお礼を申し上げたいと思ひます。

次に、御質問にお答え申し上げたいと思ひますが、復旧復興事業とその負担についての御提案がありました。この事業につきましても、御提案にもございましたように、単に地元自治体の問題としてだけではなく、まさに国民の皆様への御理解と御協力を得て国全体として取り組んでいくべきものと考えております。

ただ、復興、復旧に要する費用の財源のあり方につきましては、安易に後世の負担に先送りすることはできませんが、同時に、国民の皆様の御理解が不可欠であることは申し上げるまでもございません。

いづれにいたしましても、国民の皆様は現状の御理解をいただきながら、幅広い見地から検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、七年度予算の補正の問題につきましているいろいろお尋ねがございました。

七年度当初予算をこれから参議院の皆様へ御審議をいただく段階でございますが、景気回復の本格化や国民生活の安定に資する諸施策を盛り込んだこの予算につきましても、まずもって一日も早い成立をお願いする次第でございます。その上で、復旧、復興に要する財政上の手当てにつきましても、きちんと必要な財源は確保されなければなりません。先ほども申し上げましたように、幅広い見地から検討を加え、適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、自由主義経済下における金融市場のあり方についてお尋ねがございましたが、金融の自由化をさらに進めることは、より一層の競争原理の活用により経済の発展と効率化に資するものと考えております。他方、我が国が長い間にわたって培ってまいりました金融システムの安定性、預金制度や金融制度に対する国民の信頼は、貴重な財産としてぜひとも維持してまいらなければならぬものと認識をいたしております。

次に、問題となつております信用組合の監督

に關連し、機関委任事務のあり方についてお尋ねがございましたが、個別の信用組合に関する監督は機関委任事務として地方自治体が行うものであります。国としても、信用秩序全体の問題として考えます。国としても、一体となつてできる限りの努力をすべきものであり、一体となつてできる限りの努力をすべきものだと思つておるところでございます。

機関委任事務一般のあり方につきましても、地方分権推進の観点から踏まえて今後鋭意検討してまいらなければならない課題であると考えております。

次に、特別会計のあり方につきお尋ねがございましたが、今般、国債整理基金の資金繰りに關連をいたしまして、極めて厳しい財政事情のもと、やむを得ざる措置として幾つかの御提案をお願いしておりますので、何とぞ御理解をお願い申し上げます。

なお、特別会計は一般の歳入歳出と区分をして経理する必要があるもので、現行の特別会計ではそれぞれ固有の意義を有するものと認識をいたしております。

次に、予算編成の手法の妥当性についてのお尋ねがございましたが、ただいま申し上げましたように、今回の法律案による会計間の繰り入れの特例等の措置は、まことに厳しい財政事情のもとで、平成七年度の財政運営を適切に行うため各種制度の運営に支障が生じない範囲の特例的な措置として行つたものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、今回の特例法による措置は財政民主主義に反するのではないかとお尋ねでございますが、こうした特例的な措置等に関しましては、これまでいゆる繰り入れ特例法等に基づき措置されておるものでありまして、国会における審議等を通じてそれぞれその措置について御説明を行つてきております。さらに、従来より、これと關連をいたしまして、「今後処理を要する措置」という資料の形で整理してお示ししているところ

でございます。したがって、御指摘のように財政民主主義に反することはないと考えております。

次に、特例法による措置は将来の政府に負担を押しつけるのではないかと御指摘でございますが、これらの特例的な歳出削減措置等につきましては、それぞれの制度、施策をめぐる状況や考え方を踏まえ、これまで返済や見合い財源の確保等その処理に努めてきたところでございます。今後においても国の財政事情等を踏まえつつ適切に対応してまいりますので、御理解をいただきます。

次に、自動車損害賠償責任再保険特別会計から一般会計への繰り入れについてお尋ねでございますが、当面、特別会計の運営に支障のない範囲で極めて厳しい財政事情にある一般会計へ繰り入れを行うこととしたものでございます。今回の措置は、前年度と同様、この措置を講じなかったとした場合において生じていたと見込まれる運用収入相当額を含め、後日、一般会計から繰り戻すこととしており、保険契約者の利益に反するものではないと認識をしております。御理解を賜りたいと存じます。

次に、行政改革の必要性を踏まえての財政改革に対する基本的見解に関するお尋ねであります。政府といたしましては、規制緩和、地方分権、特殊法人など各般の改革課題について積極的に取り組んでいくところでございます。また、税の公平の確保や歳出構造の見直しに鋭意努めているところでございます。

他方、我が国財政は、巨額の公債残高を抱えるなど構造的な厳しさに加え、平成五年度決算において税収が三年連続して減少するなど極めて異例な事態となり、一段と深刻さを増していることは申し上げるまでもございません。このような状況のもとで、本格的な高齢化社会の到来に備え、福祉の充実、着実な社会資本の整備、国際社会への

貢献等さまざまな財政需要に適切に対応していくため、公債残高が累増しないような体質をつくり上げていくことは、基本的考え方としてこれからも堅持していくことが重要であると認識をいたしております。

このため、今後とも歳出面において制度の根本にまでさかのぼった見直しや施策の優先順位の厳しい選択を行うなど、財政改革を一層強力に推進していかねばならないと考えておるところでございます。何分の御理解をお願い申し上げます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣武村正義君登壇、拍手)

○国務大臣(武村正義君) まず、登録免許税についてのお尋ねでございますが、今回の大震災に対する税制上の対応につきましては、地震災害の状況、各方面での取り組みの状況等を踏まえながら、税制の仕組みの中でいかなる対応が適切かつ可能かについて現在鋭意検討を進めているところでございます。適切に対応してまいりたいと存じます。いましばらくお待ちをいただきたいと存じます。

信用組合に対するお尋ねでございますが、二つの信用組合の破綻処理に關しましては、預金保険金の支払いも当然検討対象といたしましたが、仮に二つの組合が倒産をすれば預金保険金の支払いという事態になれば、預金保険金の支払い限度額は一人当たり一千万円までであります。かつ、預金利息は支払われないという事態になります。このこととが他の金融機関及び預金者に信用不安が波及するおそれが出てくるのではないかと問題を、深刻に検討いたしました。こうした事態は何としても避けなければなりません。全国の他の金融機関の預金者の動揺を抑え金融機関及び預金に対する国民の皆様の信頼を維持するため、今回の処理策を取りまとめられたものであります。

今後におきましても、一つ一つのケースに対して自助努力、あるいは同一業態内の相互援助、あるいは合併、あるいは預金保険などさまざまな対応の仕方がございますが、まさにケースごとに関係者が最善の方法をとっていくことになろうかと思っております。

国民の皆様は十分納得できるように説明せよというところでありますが、私は二つの姿勢でこの信組の問題に臨まなければならないと思っております。

一つは、なぜ破綻に至ったのか、どこに原因があったのか、どういう経営をしていたのか、だれの責任なのか、このことに関しては法的な責任も含めて厳しく問われなければならないと思います。同時に、こういうことが二度三度今後起こらないようにするには、行政の指導監督も含めてどういう反省に立って、法的な改正も含めて対応をしていったらいいのか、このことが大事な課題であると思っております。

しかし、もう一つ大事なことは、今も申し上げたように、日本の金融システムの安定とか信用秩序の維持と、こう申し上げると大変抽象的に聞こえますが、わかりやすく言えば、信用システムが不安になるといふことであります。あるいは信用秩序が壊れるというおそれがあります。そういう事態がないかどうか。その一点が、大蔵大臣としては、あるいは日本銀行総裁としては、最大の責任であります。

この国の大きな経済の基盤、ど真ん中に信用秩序がございます。金融がござります。かつて、昭和二年の金融恐慌の例もござります。各国のさまざまな例もござりますが、どこかで信用秩序が壊れることが経済全体に大変深刻な影響を与える、その責任だけは許しりとは大変重く私は感じざるを得ませんし、そのことだけは万難を排して回避しなければならぬという思いであります。あくまでも真相を解明し、責任を厳しく追及し

ていきながら、片方で、このことで信用秩序に不安を起してはならないという責任をぜひ全うさせていたいただきたいと思っております。次第でございます。(拍手)

(国務大臣前田勲男君登壇、拍手)

○国務大臣(前田勲男君) 二点お答え申し上げます。

まず、被災者の方々が不動産登記上の権利保全のために行う各種登記の登録免許税の減免措置についてのお尋ねでございます。

今次の震災に伴う不動産登記の登録免許税につきましては、被災者の権利の保全が適切に図られるように、この考慮から所管の大蔵省において検討されておるといたしま大蔵大臣から御答弁があったところでございますが、私といたしましては、不動産登記制度が適正に運用されるためにも適切な配慮がなされるよう望んでいるところでございます。

次に、被災者をめぐる土地・建物に関する民事訴訟に係る訴訟費用の減免措置についてのお尋ねでございますが、今回の震災に起因する紛争の解決に当たり、民事調停手続を活用することにより迅速で円滑な解決が図られるものと考えております。

そこで、被災者から震災関連の民事調停の申し立てがあった場合には、その手数料を免除する措置を講ずることが必要であるとの観点から、現在、所要の立法措置を検討いたしておるところでございます。

なお、裁判所に対する訴訟提起があった場合の手数料に關しましては、民事訴訟法上の訴訟救助の制度によって対応することが可能であると考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

平成七年二月二十八日 参議院会議録第八号

議事日程追加の件 恩給法等の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 阪神・淡路大震災を受けた地域における被災者への公共事業への就労促進に関する特別措置法案 議事日程追加の件 阪神・淡路大震災を受けた地域における被災者への公共事業への就労促進に関する特別措置法案

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、恩給法等の一部を改正する法律案

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長岡野裕君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岡野裕君登壇、拍手〕

○岡野裕君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、御報告申し上げます。

まず、恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、恩給年額及び各種恩給の最低保障額等を本年四月分から一・一〇%引き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算についても、その年額を本年四月分からそれぞれ引き上げるほか、目症程度の戦傷病者に係る傷病賜金の支給要件の緩和を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、今後の恩給改善に対する基本姿勢、阪神大震災により被災した恩給受給者等への政府の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、八項目から成る附帯決議を行いました。

次に、阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案は、大震災対策

の一環として、許可等の有効期間の延長等に関する措置及び法令に基づく届け出等の義務の期限内不履行の免責に関する措置を定めるものであります。

すなわち、存続期間が震災発生日である平成七年一月十七日以降に満了する許可等については、その満了日を告示等により同年六月三十日を限度として延長することができるとし、また、法令に基づき平成七年一月十七日から同年四月二十七日までの間に履行されるべきであるとされている届け出等の義務については、当該義務が同月二十八日まで履行されたときには行政上または刑事上の責任を問われないこととしようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別

委員長陣内孝雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔陣内孝雄君登壇、拍手〕

○陣内孝雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案は、阪神・淡路大震災による甚大かつ深刻な被害に緊急に対処することにより、被災地域の迅速な復興に資するため、兵庫県及び被害を受けた一定の市町村については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に規定する特定地方公共団体とみなす特例を設けるとともに、被害の実情等を踏まえて特設の財政援助が必要な施設の災害復旧事業については、激甚災害法の対象施設との均衡を踏まえて設定した補助率により国が補助等を行うこととし、また、社会保険の加入者等についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失った方等に対する金融上の支援その他、被災者に対し幅広い特別の助成措置を行うとするものであります。

委員会におきましては、本法律案による特例措置を阪神・淡路大震災に限って適用する理由、激甚災害法の適用対象事業拡大の必要性、本法施行により必要となる国費の額等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。労働委員長野貞子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔野貞子君登壇、拍手〕

○野貞子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、阪神・淡路大震災を受けた地域における多数の失業者の発生に対処するため、当該地域の公共事業に被災失業者を一定の比率で雇用しなければならぬ措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、被災地における雇用失業情勢と今後の見通し並びにこれに対応するための職業安定所の体制の整備、公共事業による失業者の吸収見込み、公共事業以外の分野における雇用対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。
 本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。
 よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、平成六年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
 まず、委員長長の報告を求めます。地方行政委員長岩本久人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岩本久人君登壇、拍手〕

○岩本久人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
 本法律案は、阪神・淡路大震災による被害状況が極めて甚大であること等にかんがみ、特別交付税を三百億円加算する等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。
 質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
 ○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。
 本家に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。
 よって、本案は全会一致をもって可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
 まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長田村秀昭君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田村秀昭君登壇、拍手〕

○田村秀昭君 ただいま議題となりました旅券法の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この法律案は、海外に渡航する国民の一層の便宜を図るとともに、旅券に関する国際的な動向等を勘案して所要の規定の見直しを図ろうとするものであります。一般旅券の有効期間を十年とし、その手数料は一万五千円とすること、申請者の希望に応じ、及び二十歳未満の者には有効期間が五年の一般旅券を発給し、その手数料は現行と同じく一万円とすること、現在行っている親の旅券への子の併記制度は廃止すること等を内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。
 質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。
 本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。
 よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
 まず、委員長長の報告を求めます。文教委員長松浦孝治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松浦孝治君登壇、拍手〕

○松浦孝治君 ただいま議題となりました国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院内閣委員長提出によるものでありまして、国民の祝日に新たに七月二十日を「海の日」として加え、海の恩恵に感謝するとともに海洋国日本の繁栄を願う日としようとするものであり、平成八年一月一日から施行することとしたしております。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。
 質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。
 本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。
 よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
 まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長西田吉宏君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔西田吉宏君登壇、拍手〕

○西田吉宏君 ただいま議題となりました阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、阪神・淡路大震災に対処するために必要な財源を確保するため、平成六年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、財政法第四十一条ただし書きの規定により、同年度において追加的に発行される公債についての発行時期及び会計年度所属区分の特例に関する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、震災復興に向けての財源のあり方、特例公債に依存しない財政体質構築の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

以上、御報告申し上げます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君

議員
横尾 和伸君 荒木 清寛君
都築 譲君 山崎 順子君
堂本 曉子君 武田 節子君
山下 栄一君 寺澤 芳男君
泉 信也君 釘宮 磐君
北澤 俊美君 浜四津敏子君
常松 克安君 木庭健太郎君
直嶋 正行君 長谷川 清君
平野 貞夫君 猪熊 重二君
白浜 一良君 中川 嘉美君
刈田 貞子君 足立 良平君
寺崎 昭久君 星野 明市君

木暮 山人君 風間 昶君
牛嶋 正君 続 訓弘君
広中和歌子君 田村 秀昭君
小林 正君 矢原 秀男君
勝木 健司君 片上 公人君
中西 珠子君 和田 教美君
高桑 栄松君 野末 陳平君
山田 勇君 中村 鋭一君
林 寛子君 及川 順郎君
鶴岡 洋君 大久保直彦君
吉田 久之君 黒柳 明君
石井 一二君 井上 計君
永野 茂門君 松尾 官平君
西岡瑠璃子君 河本 英典君
溝手 顕正君 鈴木 栄治君
安恒 良一君 紀平 梯子君
笠原 潤一君 前島英三郎君
西田 吉宏君 野村 五男君
狩野 安君 坪井 一字君
上野 公成君 南野知恵子君
清水嘉与子君 成瀬 守重君
鎌田 要人君 合馬 敬君
石渡 清元君 井上 章平君
須藤良太郎君 矢野 哲朗君
吉川 博君 青木 幹雄君
石井 道子君 大塚清次郎君
下稲葉耕吉君 永田 良雄君
柳川 覺治君 竹山 裕君
岡野 裕君 大浜 方栄君
増岡 康治君 吉川 芳男君
岡部 三郎君 田沢 智治君
鈴木 省吾君 遠藤 要君

坂野 重信君 林田悠紀夫君
村上 正邦君 岩崎 純三君
宮澤 弘君 山本 富雄君
鹿熊 安正君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 真島 一男君
関根 則之君 太田 豊秋君
吉村剛太郎君 山崎 正昭君
松谷蒼一郎君 服部三男雄君
野間 勉君 加藤 紀文君
岡 利定君 河本 三郎君
佐藤 泰三君 清水 達雄君
橘崎 泰昌君 片山虎之助君
佐藤 静雄君 陣内 孝雄君
二木 秀夫君 宮崎 秀樹君
松浦 孝治君 鈴木 貞敏君
中曾根弘文君 野沢 太三君
木宮 和彦君 小野 清子君
久世 公堯君 沓掛 哲男君
斎藤 文夫君 志村 哲良君
倉田 寛之君 上杉 光弘君
井上 孝君 松浦 功君
森山 眞弓君 大木 浩君
大河原太一郎君 斎藤 十朗君
井上 吉夫君 佐々木 満君
井上 裕君 伊江 朝雄君
北 修二君 板垣 正君
喜岡 淳君 谷畑 孝君
吉田 達男君 角田 義一君
岩崎 昭弥君 栗原 君子君
峰崎 直樹君 今井 澄君
川橋 幸子君 大脇 雅子君
村田 誠醇君 堀 利和君

種田 誠君 岩本 久人君
肥田美代子君 前畑 幸子君
日下部徳代子君 櫻井 規順君
三上 隆雄君 深田 肇君
谷本 鶴君 菅野 善君
篠崎 年子君 大淵 絹子君
竹村 泰子君 千葉 景子君
一井 淳治君 渡辺 四郎君
山口 哲夫君 稲村 稔夫君
薬科 満治君 上山 和人君
洲上 貞雄君 糸久八重子君
久保田真苗君 上野 雄文君
浜本 万三君 磯山 篤君
青木 新次君 小川 仁一君
鈴木 和美君 大森 昭君
志苦 裕君 武田邦太郎君
西野 康雄君 西川 潔君
西山登紀子君 江本 孟紀君
中尾 則幸君 高崎 裕子君
島袋 宗康君 萩野 浩基君
北村 哲男君 國弘 正雄君
小島 慶三君 清水 澄子君
青島 幸男君 庄司 中君
野別 隆俊君 猪木 寛至君
栗森 喬君 下村 泰君
三石 久江君 山本 正和君
吉川 春子君 梶原 敬義君
細谷 昭雄君 井上 哲夫君
乾 晴美君 吉岡 吉典君
田 英夫君 佐藤 三吾君
本岡 昭次君 笹野 貞子君
松前 達郎君

平成七年二月二十八日 参議院會議録第八号 議長の報告事項

有働 正治君 藤澤 弘君 矢田部 理君 瀬谷 英行君 磯村 修君 立木 洋君	橋本 敦君 久保 巨君 安永 英雄君 池田 治君 市川 正一君 上田耕一郎君	国務大臣	内閣総理大臣 村山 富市君 外務大臣 河野 洋平君 法務大臣 前田 勲男君 大蔵大臣 武村 正義君 文部大臣 与謝野 馨君 厚生大臣 井出 正一君 農林水産大臣 大河原太一郎君 通商産業大臣 橋本龍太郎君 運輸大臣 亀井 静香君 郵政大臣 大出 俊君 労働大臣 浜本 万三君 建設大臣 野坂 浩賢君 自治大臣 野中 広務君 国家公安委員長 野中 広務君 国務大臣 (内閣官房長官) 五十嵐広三君 国務大臣 (総務庁長官) 山口 鶴男君 国務大臣 (北海道開発庁長官) 小澤 潔君 国務大臣 (沖縄開発庁長官) 小澤 潔君 国務大臣 (国土庁長官) 玉沢徳一郎君 国務大臣 (防衛庁長官) 高村 正彦君 国務大臣 (経済企画庁長官) 高村 正彦君
国務大臣 (科学技術庁長官) 田中真紀子君 国務大臣 (環境庁長官) 宮下 創平君 国務大臣 小里 貞利君 大蔵省主計局次長 伏屋 和彦君 大蔵省主税局長 小川 是君	政府委員	議長の報告事項	去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 議院運営委員 辞任 乾 晴美君 補欠 栗森 喬君 同日内閣から次の議案が提出された。 旅行業法の一部を改正する法律案(閣法第五九号) 郵便振替法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第五七号) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五八号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。 阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案(閣法第五五号) 内閣委員会に付託
平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(閣法第五四号) 地方行政委員会に付託 阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第五三号) 大蔵委員会に付託 阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案(閣法第五六号) 労働委員会に付託 平成六年度一般会計補正予算(第二号)(閣予第七号) 平成六年度特別会計補正予算(特第二号)(閣予第八号) 平成六年度政府関係機関補正予算(機第二号)(閣予第九号) 予算委員会に付託 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案(閣法第五二号) 災害対策特別委員会に付託 同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 千九百九十四年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件 千九百八十八年五月三十一日に総会において採択された千九百二十八年十一月二十二日の国際博覧会に関する条約(千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正によって改正され及び補足されたもの)の改正の受諾について承認を求めるの件 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決	した旨衆議院に通知した。 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 都市再開発法等の一部を改正する法律案 被災市街地復興特別措置法案 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 都市再開発法等の一部を改正する法律案 被災市街地復興特別措置法案	昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	文教委員 辞任 森 暢子君 補欠 川橋 幸子君 農林水産委員 辞任 細谷 昭雄君 補欠 千葉 景子君 通信委員 辞任 川橋 幸子君 補欠 森 暢子君 労働委員 辞任 栗森 喬君 補欠 古川太三郎君 予算委員 辞任 千葉 景子君 補欠 細谷 昭雄君 古川太三郎君 栗森 喬君 磯村 修君 補欠 萩野 浩基君 武田邦太郎君 小島 慶三君

上田耕一郎君 吉川 春子君
西野 康雄君 正敏君

平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(閣法第五四号)

次の議案を委員会に付託した。
国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第三三三号) 内閣委員会に付託

電気事業法の一部を改正する法律案(閣法第五一号) 商工委員会に付託

辞任 補欠

阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第五三三号) 大蔵委員会に付託

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第五七号) 内閣委員会に付託

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案(閣法第四一四号) 通信委員会に付託

辞任 補欠

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号) 文部委員会に付託

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二二号) 外務委員会に付託

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第一九号) 労働委員会に付託

小島 慶三君 武田邦太郎君

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案(閣法第五六号) 労働委員会に付託

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二二号) 外務委員会に付託

住宅金融公庫法及び北海道防宅建設等促進法の一部を改正する法律案(閣法第一五号) 建設委員会に付託

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

閣法第三八号

本日委員長から次の報告書が提出された。

辞任 補欠

平成六年度一般会計補正予算(第二号)(閣予第七号)

閣法第三四号) 大蔵委員会に付託

平成六年度一般会計補正予算(第二号)、平成六年度特別会計補正予算(特第二号)及び平成六年度政府関係機関補正予算(機第二号)審査報告書

下条進一郎君 佐藤 静雄君

平成六年度特別会計補正予算(特第二号)(閣予第八号)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号) 文部委員会に付託

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号) 精神保健法の一部を改正する法律案(閣法第三五号) 結核予防法の一部を改正する法律案(閣法第三六号) 厚生委員会に付託

村沢 牧君 稲村 稔夫君

平成六年度政府関係機関補正予算(機第二号)(閣予第九号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号) 精神保健法の一部を改正する法律案(閣法第三五号) 結核予防法の一部を改正する法律案(閣法第三六号) 厚生委員会に付託

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案(閣法第二一五号) 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第二六号) 農林水産委員会に付託

林 紀子君 橋本 敦君

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

閣法第三八号

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

平成七年度一般会計予算(閣予第四号)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

平成七年度特別会計予算(閣予第五号)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

平成七年度政府関係機関補正予算(閣予第六号)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

平成七年度一般会計予算(閣予第四号)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

平成七年度特別会計予算(閣予第五号)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

平成七年度政府関係機関補正予算(閣予第六号)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

平成七年度一般会計予算(閣予第四号)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(第百三十一回国会衆議院第七号)審査報告書
阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第五十三号)審査報告書

審査報告書

平成六年度一般会計補正予算(第2号)
平成六年度特別会計補正予算(特第2号)
平成六年度政府関係機関補正予算(機第2号)
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年二月二十八日

予算委員長 坂野 重信
参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成六年度一般会計補正予算(第2号)は、歳出において、(1)災害救助等関係経費、(2)災害廃棄物処理事業費、(3)災害対応公共事業関係費等合計で一兆二千二百九十九億九千九百八十八千円の追加を行うこととしている。歳入においては、租税及印紙収入について、今回の大震災により生じた被害を勘案して六千二百億円の減収を見込むとともに、その他収入の増三百四十二億九千九百八十九万八千円を計上するほか、「財政法」第四十一条ただし書の規定による公債七千七百九十四億円の増発及び「阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律」の規定に

よる公債八千六百億円の発行を行うこととしている。

この結果、平成六年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ一兆二千二百九十九億九千九百八十九万八千円増額され、七十三兆四千三百五億一千七百三万円となる。

平成六年度特別会計予算(特第2号)は、一般会計予算補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、道路整備特別会計等八特別会計について所要の補正を行うこととしている。

平成六年度政府関係機関補正予算(機第2号)は、国民金融公庫について所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づき、特に緊要となったものについての予算措置であり、妥当なものと認める。

平成六年度一般会計補正予算(第2号)
右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年二月二十七日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原文兵衛殿

平成六年度特別会計補正予算(特第2号)
右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年二月二十七日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原文兵衛殿

平成六年度政府関係機関補正予算(機第2号)
右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年二月二十七日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原文兵衛殿

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年二月二十八日

内閣委員長 岡野 裕
参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額、普通恩給及び扶助料の最低保障額等の引上げを行うとともに、目症程度の障害に係る傷病賜金の支給要件の緩和等所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用
本法律案施行に要する経費として、平成七年度一般会計予算に、百三十五億五千五百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一 阪神・淡路大震災により被災した恩給受給者については、その被災の状況にかんがみ、恩給

証書の再発行、受給権調査の実施等につき特段の配慮を行い、恩給の受給に支障のないよう努めること。

一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。

一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 戦地勤務に服した旧日赤看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金の増額について適切な措置をとること。

一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。

恩給法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年二月二十七日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原文兵衛殿

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二号表中「五、四五四、〇〇〇円を「五、五一四、〇〇〇円に、「四、五四五、〇〇〇円を「四、五九五、〇〇〇円に、「三、七四三、〇〇〇円を「三、七八四、〇〇〇円に、「二、九六一、〇〇〇円を「二、九九四、〇〇〇円に、「二、三九七、〇〇〇円を「二、四二三、〇〇〇円に、「一、九三七、〇〇〇円を「一、九五八、〇〇〇円に改める。

別表第三号表中「五、八〇二、〇〇〇円を「五、八六六、〇〇〇円に、「四、八二二、〇〇〇円を「四、八六五、〇〇〇円に、「四、一二九、〇〇〇円を「四、一七四、〇〇〇円に、「三、三九二、〇〇〇円を「三、四二九、〇〇〇円に、「二、七二〇、〇〇〇円を「二、七五〇、〇〇〇円に改める。

別表第四号表中「五、一一一、五〇〇円を「五、一七七、八〇〇円に、「四、七三二、一〇〇円を「四、七八三、一〇〇円に、「四、五三四、一〇〇円を「四、五八四、〇〇〇円に、「四、三七八、〇〇〇円を「四、四二六、二〇〇円に、「三、〇八八、九〇〇円を「三、一一二、九〇〇円に、「二、九四五、六〇〇円を「二、九七八、〇〇〇円に、「二、六五六、二〇〇円を「二、六八五、四〇〇円に、「二、一七〇、六〇〇円を「二、一九四、五〇〇円に、「一、〇八八、一〇〇円を「二、一一一、

一、一〇〇円に、「一、九五二、三〇〇円を「一、九七三、八〇〇円に、「一、八九八、三〇〇円を「一、九一九、二〇〇円に、「一、八四二、九〇〇円を「一、八六三、二〇〇円に、「一、六二三、〇〇〇円を「一、六四〇、九〇〇円に、「一、四三九、七〇〇円を「一、四五五、五〇〇円に、「一、三八九、一〇〇円を「一、四〇四、四〇〇円に、「一、三五六、六〇〇円を「一、三六八、五〇〇円に、「一、三三二、二〇〇円を「一、三三六、七〇〇円に、「一、二九〇、八〇〇円を「一、三〇〇、五〇〇円に、「一、二四〇、六〇〇円を「一、二五四、二〇〇円に、「一、二五四、二〇〇円を「一、七二八、〇〇〇円を「一、七四七、〇〇〇円に改める。

別表第五号表中「五、一一一、五〇〇円を「五、一七七、八〇〇円に、「四、七三二、一〇〇円を「四、七八三、一〇〇円に、「四、五三四、一〇〇円を「四、五八四、〇〇〇円に、「四、三七八、〇〇〇円を「四、四二六、二〇〇円に、「三、〇八八、九〇〇円を「三、一一二、九〇〇円に、「二、九四五、六〇〇円を「二、九七八、〇〇〇円に、「二、六五六、二〇〇円を「二、六八五、四〇〇円に、「二、一七〇、六〇〇円を「二、一九四、五〇〇円に、「一、〇八八、一〇〇円を「二、一一一、

四九九、八〇〇円に、「一、三三二、二〇〇円を「一、三三六、七〇〇円に、「一、二九〇、八〇〇円を「一、三〇五、〇〇〇円に、「一、二四〇、六〇〇円を「一、二五四、二〇〇円に、「一、三三四、〇〇〇円を「一、三五九、〇〇〇円に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「第二項」を「次項から第四項まで」に、「除く外、なお、」を「除き、なお」に改め、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 公務のため負傷し、又は疾病にかかった下士官以下の旧軍人で、その障害の程度が第一目症又は第二目症に該当するもののうち、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者に対しては、次の各号に掲げる恩給を受け又は受けることができる。第一号に掲げる傷病賜

金を受け、ことができる。ときを除き、その障害の程度に応じて傷病賜金を給するものとする。

一 法律第三十一号による改正前の恩給法第六十六条第一項の規定による傷病賜金

二 法律第三十一号附則第三条又は前項の規定により従前の例によることとされる傷病賜金

三 増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給又は第一款症から第五款症までに係る傷病賜金

四 旧勅令第六十八号第六條第一項(附則第二十一條の規定により従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による傷病賜金

3 前項の規定による傷病賜金は、普通恩給又は一時恩給と併給することができる。

附則第二十七條ただし書中「百七十二万八千円を「百七十四万七千円に、「百三十四万四千円を「百三十五万九千円に改める。

附則第三十二條第一項中「附則第十六條第二項」を「附則第十六條第四項」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一(附則第十三條関係)

階	級	仮 定 俸 給 年 額
大將		七、四八八、五〇〇円
中將		六、六七三、九〇〇円
少將		五、三〇一、九〇〇円
大佐		四、五八四、〇〇〇円
中佐		四、三八六、三〇〇円

少佐	三、四二七、八〇〇円
大尉	二、九〇二、七〇〇円
中尉	二、三〇五、三〇〇円
少尉	一、九七三、八〇〇円
准士官	一、八一九、七〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、四九九、八〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、四〇四、四〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、三六八、五〇〇円
兵	一、二五四、二〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、七六六、〇〇〇円」を「一、七八五、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、六〇六、〇〇〇円」を「一、六二四、〇〇〇円」に、「一、二八九、〇〇〇円」を「一、三〇三、〇〇〇円」に、「一、〇三七、〇〇〇円」を「一、〇四八、〇〇〇円」に、「九一六、〇〇〇円」を「九二六、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
七、四八八、五〇〇円	七、三〇八、〇〇〇円
六、六七三、九〇〇円	六、五五三、四〇〇円
五、三〇一、九〇〇円	五、一七七、八〇〇円
四、五八四、〇〇〇円	四、四二六、二〇〇円
四、三八六、三〇〇円	四、一八三、三〇〇円
三、四二七、八〇〇円	三、三〇七、一〇〇円
二、九〇二、七〇〇円	二、六八五、四〇〇円
二、三〇五、三〇〇円	二、一一一、一〇〇円
一、九七三、八〇〇円	一、八六三、二〇〇円
一、八一九、七〇〇円	一、六四〇、九〇〇円
一、四九九、八〇〇円	一、三六八、五〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

一、四〇四、四〇〇円	一、三〇五、〇〇〇円
一、三六八、五〇〇円	一、二五四、二〇〇円
一、二五四、二〇〇円	一、一〇四、九〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
七、四八八、五〇〇円	八、〇五〇、一〇〇円
六、六七三、九〇〇円	七、一八〇、七〇〇円
五、三〇一、九〇〇円	六、〇七六、六〇〇円
四、五八四、〇〇〇円	五、三〇一、九〇〇円
四、三八六、三〇〇円	四、九八一、一〇〇円
三、四二七、八〇〇円	三、九七五、九〇〇円
二、九〇二、七〇〇円	三、三〇七、一〇〇円
二、三〇五、三〇〇円	二、六三五、一〇〇円
一、九七三、八〇〇円	二、三〇五、三〇〇円
一、八一九、七〇〇円	二、〇八二、〇〇〇円
一、四九九、八〇〇円	一、六九五、五〇〇円
一、四〇四、四〇〇円	一、五九〇、八〇〇円
一、三六八、五〇〇円	一、五四〇、九〇〇円
一、二五四、二〇〇円	一、四〇四、四〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
二、九〇二、七〇〇円	三、一二二、九〇〇円
二、三〇五、三〇〇円	二、四九〇、五〇〇円
一、九七三、八〇〇円	二、一九四、五〇〇円
一、八一九、七〇〇円	一、九七三、八〇〇円

平成七年二月二十八日 参議院會議録第八号 恩給法等の一部を改正する法律案

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金	額
二、九〇二、七〇〇円	三、五九九、二〇〇円	
二、三〇五、三〇〇円	二、八三〇、七〇〇円	
一、九七三、八〇〇円	二、五五〇、一〇〇円	
一、八一九、七〇〇円	二、三〇五、三〇〇円	

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項ただし書中「百三十四万四千円」を「百三十五万九千円」に改める。

第四條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「平成六年四月分」を「平成七年四月分」に改め、同項の表を次のように改める。

普通恩給又は扶助料 給する普通恩給	普通恩給又は扶助料の基礎に算入 されている実在職年の年数	金	額
六十五歳以上の者に 給する普通恩給	普通恩給についての最短恩給年限以上 限未満	一、〇九一、三〇〇円	
	六年以上九年未満	八一八、五〇〇円	
	六年以上九年未満	六五四、八〇〇円	
	六年以上九年未満	五四五、七〇〇円	
	普通恩給についての最短恩給年限以上	八一八、五〇〇円	
六十五歳未満の者に 給する普通恩給(増 加恩給、傷病年金又 は特例傷病恩給に併 給される普通恩給を 除く)	普通恩給についての最短恩給年限以上	八一八、五〇〇円	
六十五歳未満の者に 増加恩給、傷病年金 又は特例傷病恩給を 受ける者に給する普 通恩給	九年以上	八一八、五〇〇円	
	六年以上九年未満	六五四、八〇〇円	
	六年以上九年未満	五四五、七〇〇円	
扶助料	普通恩給についての最短恩給年限以上 限未満	七六三、一〇〇円	
	九年以上普通恩給についての最短恩給年限 以上	五七二、三〇〇円	

六年以上九年未満	四五七、九〇〇円
六年以上九年未満	三八一、六〇〇円

附則第八條第四項中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第五條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條第二項の表中「四、一五七、八〇〇円」を「四、二〇三、五〇〇円」に、「三、四六七、九〇〇円」を「三、五〇六、〇〇〇円」に、「二、八六六、一〇〇円」を「二、八九七、六〇〇円」に、「二、二七一、八〇〇円」を「二、二九六、八〇〇円」に、「一、八四七、六〇〇円」を「一、八六七、九〇〇円」に、「一、四九七、一〇〇円」を「一、五二三、六〇〇円」に、「一、三六一、〇〇〇円」を「一、三七六、〇〇〇円」に、「一、一三八、八〇〇円」を「一、二五二、四〇〇円」に、「九九五、九〇〇円」を「一、〇〇六、九〇〇円」に、「八〇四、八〇〇円」を「八一三、七〇〇円」に、「七〇七、九〇〇円」を「七二五、七〇〇円」に改める。

第六條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條第一項第一号中「二十六万八千八百円」を「二十六万三千六百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十四万九千六百円」を「十五万六千六百円」に改め、同条第二項中「十二万九千九百円」を「十三万九千九百円」に改める。

附則第十五條第二項中「三十七万七千四百円」を「三十八万六千六百円」に、「二十八万三千四百円」を「二十八万六千二百円」に改め、同条第四項中「八万三千五百円」を「八万四千九百五十円」に改める。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二條中恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」という。附則第十六條及び第三十二條第一項の改正規定は、平成七年七月一日から施行する。

(文官等に給する普通恩給等の年額の改定)

第二条 公務員(法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人(附則第十條において「旧軍人」という。)を除く。若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(附則第十條において「旧軍人」という。))を除く。)に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成七年四月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則)その他恩給に関する法令を含む。附則第十條において同じ。)の規定によって算出して得た年

額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。)

については、平成七年四月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。

第四条 平成七年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、平成七年四月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、平成七年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、平成七年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)
第八条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五

十一年法律第五十一号。次条において「法律第五十一号」という。)附則第十四条第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成七年四月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後のこれらの規定に規定する年額に改定する。

第九条 傷病者遺族特別年金については、平成七年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)

第十条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成七年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の一の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第五十五号附則別表第八)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額(五十円未満の端数がある

ときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(職権改定)

第十一条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)
第十二条 平成七年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則別表(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となつてい る俸給年額		仮 定 俸 給 年 額
一、〇九二、九〇〇円		一、一〇四、九〇〇円
一、一四一、三〇〇円		一、一五三、九〇〇円
一、一九一、二〇〇円		一、二〇四、三〇〇円
一、二四〇、六〇〇円		一、二五四、二〇〇円
一、二九〇、八〇〇円		一、三〇五、〇〇〇円
一、三三二、二〇〇円		一、三三六、七〇〇円
一、三三三、六〇〇円		一、三三八、五〇〇円
一、三八九、一〇〇円		一、四〇四、四〇〇円
一、四三九、七〇〇円		一、四五五、五〇〇円
一、四八三、五〇〇円		一、四九九、八〇〇円
一、五二四、一〇〇円		一、五四〇、九〇〇円
一、五七三、五〇〇円		一、五九〇、八〇〇円
一、六二三、〇〇〇円		一、六四〇、九〇〇円
一、六七七、一〇〇円		一、六九五、五〇〇円
一、七三一、八〇〇円		一、七五〇、八〇〇円
一、七九九、九〇〇円		一、八一九、七〇〇円
一、八四二、九〇〇円		一、八六三、二〇〇円
一、八九八、三〇〇円		一、九一九、二〇〇円
一、九五二、三〇〇円		一、九七三、八〇〇円

二、〇五九、三〇〇円	二、〇八二、〇〇〇円
二、〇八八、一〇〇円	二、一一一、一〇〇円
二、一七〇、六〇〇円	二、一九四、五〇〇円
二、二八〇、二〇〇円	二、三〇五、三〇〇円
二、四〇一、四〇〇円	二、四二七、八〇〇円
二、四六三、四〇〇円	二、四九〇、五〇〇円
二、五二二、四〇〇円	二、五五〇、一〇〇円
二、六〇六、四〇〇円	二、六三五、一〇〇円
二、六五六、二〇〇円	二、六八五、四〇〇円
二、七九九、九〇〇円	二、八三〇、七〇〇円
二、八七一、一〇〇円	二、九〇二、七〇〇円
二、九四五、六〇〇円	二、九七八、〇〇〇円
三、〇八八、九〇〇円	三、一二二、九〇〇円
三、一二三、四〇〇円	三、二六九、〇〇〇円
三、二七一、一〇〇円	三、三〇七、一〇〇円
三、三九〇、五〇〇円	三、四二七、八〇〇円
三、五六〇、〇〇〇円	三、五九九、二〇〇円
三、七二七、八〇〇円	三、七六八、八〇〇円
三、八三一、五〇〇円	三、八七三、六〇〇円
三、九三一、六〇〇円	三、九七五、九〇〇円
四、一三七、八〇〇円	四、一八三、三〇〇円
四、三三八、六〇〇円	四、三八六、三〇〇円
四、三七八、〇〇〇円	四、四二六、二〇〇円
四、五三四、一〇〇円	四、五八四、〇〇〇円
四、七三一、一〇〇円	四、七八三、一〇〇円
四、九二六、九〇〇円	四、九八一、一〇〇円
五、一一一、五〇〇円	五、一七七、八〇〇円

五、二四四、二〇〇円	五、三〇一、九〇〇円
五、三七五、一〇〇円	五、四三四、二〇〇円
五、六二七、二〇〇円	五、六八九、一〇〇円
五、八八二、一〇〇円	五、九四六、八〇〇円
六、〇一〇、五〇〇円	六、〇七六、六〇〇円
六、一三三、三〇〇円	六、一九九、八〇〇円
六、三七四、三〇〇円	六、四四四、四〇〇円
六、四八二、一〇〇円	六、五五三、四〇〇円
六、六〇一、三〇〇円	六、六七三、九〇〇円
六、八二二、二〇〇円	六、八八七、一〇〇円
七、〇二五、三〇〇円	七、一〇二、六〇〇円
七、〇六五、〇〇〇円	七、一四二、七〇〇円
七、一〇二、六〇〇円	七、一八〇、七〇〇円
七、一四〇、三〇〇円	七、二二八、八〇〇円
七、二三八、五〇〇円	七、三〇八、〇〇〇円
七、四〇七、〇〇〇円	七、四八八、五〇〇円
七、五八五、四〇〇円	七、六六八、八〇〇円
七、六七三、六〇〇円	七、七五八、〇〇〇円
七、七六四、〇〇〇円	七、八四九、四〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一、〇九二、九〇〇円未満の場合又は七、七六四、〇〇〇円を超える場合においては、その年額に一、〇一一を乗じて得た額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、仮定俸給年額とする。

審査報告書

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 原文兵衛殿

平成七年二月二十八日

内閣委員長 岡野 裕

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、阪神・淡路大震災の被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長及び法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除に關し所要の措置を講じようとするものであつて、妥當な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成七年二月二十七日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原文兵衛殿

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、阪神・淡路大震災の被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長及び法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除に關して定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「法令」とは、法律、政

令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは同法第十四条第一項の告示をいう。

2 この法律において「行政機関」とは、国家行政組織法第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又は地方公共団体の機関をいう。

(特定権利利益に係る期間の延長に関する措置)
第三条 法令に基づく行政庁の処分(平成七年一月十七日以前に行つたものに限る。)により付与された権利その他の利益であり、又は法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関に求めることができる権利であつて、その存続期間が同日以降に満了するもの(以下「特定権利利益」という。)について、これらの法令の施行に關する事務を所管する国の行政機関(国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会を除く。)の長及び同項に規定する委員会は、阪神・淡路大震災(以下「震災」という。)により被害を受けた者の特定権利利益であつて、その存続期間が満了したものを回復させ、又はその存続期間が満了前であるものを保全するため必要があると認めるときは、その満了日を同年六月三十日を限度として延長する措置を、対象となる特定権利利益ごとに、地域を単位とした当該措置の対象者及び延長後の満了日を告示により指定して行うことができる。

2 前項の規定による延長の措置のほか、同項に規定する行政庁又は行政機関は、震災により被害を受けた者であつて、理由を記載した書面によりその特定権利利益に係る満了日の延長の申出を行つたものについて、平成七年六月三十日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

害を受けた者であつて、理由を記載した書面によりその特定権利利益に係る満了日の延長の申出を行つたものについて、平成七年六月三十日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に關する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)
第四条 法令に基づき平成七年一月十七日から同年四月二十七日までの間に履行されるべきであるとして義務が震災により履行されなかった場合において、当該義務が同月二十八日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。)は問われない。

2 震災の影響のため前項に定める措置を平成七年四月二十九日以前においても継続して実施する必要があるときは、同項に規定する義務ごとに、その期限を政令で定めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、第一項に規定する義務が災害その他やむを得ない事由により期限までに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年二月二十八日

災害対策特別委員長 陣内 孝雄
参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、阪神・淡路大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助並びに社会保険の加入者等についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失つた者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置を行おうとするものであり、妥當な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する当面の経費は、平成六年度一般会計補正予算(第2号)に計上されている。

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成七年二月二十七日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原文兵衛殿

平成七年二月二十八日 参議院會議録第八号

阪神・淡路大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案

一八

阪神・淡路大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案

阪神・淡路大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

目次

第一章 總則(第一条・第二条)	第二章 總理府關係(第三条・第五条)
第三章 大藏省關係(第六條・第十三條)	第四章 文部省關係(第十四條・第十七條)
第五章 厚生省關係(第十八條・第五十六條)	第六章 農林水産省關係(第五十七條・第六十四條)
第七章 通商産業省關係(第六十五條・第七十四條)	第八章 運輸省關係(第七十一條・第七十三條)
第九章 労働省關係(第七十四條)	第十章 建設省關係(第七十五條・第七十八條)
第十一章 自治省關係(第七十九條・第八十八條)	

附則

第一章 總則

(趣旨)

第一条 この法律は、阪神・淡路大震災に對処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助並びに社会保険の加入者等についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失つた者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「特定被災地方公共団体」とは、兵庫縣及び阪神・淡路大震災による

被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定被災区域」とは、阪神・淡路大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域をいう。

第二章 總理府關係

(警察施設の復旧に要する経費の補助)

第三条 阪神・淡路大震災に伴い被害を受けた兵庫縣の区域内における警察施設であつて次の各号に掲げるものの復旧に要する経費については、國は、予算の範囲内において、兵庫縣に對し、当該各号に掲げる警察施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合により算定した額に相当する額を補助する。

一 信号機、道路標識、道路標示又は交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)第二条第三項第一号ロに規定する交通管制センター 十分の八
二 前号に掲げるもの以外の警察施設であつて、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第三十七条第二項の規定により都道府縣がその要する経費を支弁することとされているものの三分の一
(自衛官の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除等の措置)

第四条 防衛庁の職員に給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)第二十二條第一項の規定の適用を受ける者であつて、第六條第一項に規定する大藏省令で定めるものを勘案して總理府令で定めるものに係る一部負担金の支払の免除並びに入院時食事療養費、特定療養

費、療養費及び訪問看護療養費の額の特例については、國家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)による組合員に對する特例に關する第三章の規定の例により、總理府令で定める。

(激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律の特例)

第五条 特定被災地方公共団体については、阪神・淡路大震災に係る激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十三年法律第百五十号)第三条第一項の特定地方公共団体とみなして、同法の規定を適用する。

第三章 大藏省關係

(國共済法の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除の特例)

第六条 國家公務員等共済組合法(以下「國共済法」といふ。)第三条第一項に規定する國家公務員等共済組合以下この条及び次条において「國共済組合」といふ。は、國共済組合の組合員(國共済法第五十九條第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する一年以上組合員であつた者を含む。老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療を受けることができる者を除く。)であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情)を參照して大藏省令で定めるもの(以下この章において「被災國共済組合員」といふ。)が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に受ける療養の給付に

ついて、國共済法第五十五條第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うべき同条第二項の規定による一部負担金の支払を免除することができる。

2 前項の規定により一部負担金の支払を免除された被災國共済組合員は、國共済法第五十五條第二項本文の規定にかかわらず、当該一部負担金を同条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うことを要しない。

3 國共済法第五十五條第四項の規定は、第一項の規定により被災國共済組合員が同項に規定する一部負担金の支払を免除された場合には、適用しない。

(國共済法の入院時食事療養費の額についての特例)

第七条 前条第一項の規定により同項に規定する一部負担金の支払を免除した國共済組合(以下この章において「特例國共済組合」といふ。)が、平成七年一月十七日から第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災國共済組合員が受けた食事療養費(國共済法第五十四條第二項に規定する食事療養費をいう。以下この章において同じ。)について國共済法第五十五條の二第一項の規定により当該被災國共済組合員に對して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養費に係る同項に規定する費用の額に相当する金額とする。

(國共済法の特定療養費の額についての特例)

第八条 特例國共済組合が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災國共済組合員が受けた國共済法第五十五條の三第一項

各号に掲げる療養について同項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する特定療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する金額(当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に規定する金額との合算額)とする。

一 当該療養(食事療養を除く)に係る国共済法第五十五条の三第二項第一号に規定する費用の額に相当する金額

二 当該食事療養に係る国共済法第五十五条の三第二項第二号に規定する費用の額に相当する金額(第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、当該費用の額から同号に規定する標準負担額を控除した額に相当する金額)

(国共済法の療養費の額についての特例)

第九条 特例国共済組合が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災国共済組合員が受けた療養について国共済法第五十六条第一項又は第二項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する療養費の額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該療養(食事療養を除く)に係る同項に規定する費用の額に相当する金額及び当該食事療養に係る同項に規定する費用の額に相当する金額(第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降に被災国共済組合員が受けた食事療養については、当該費用の額から国共済法第五十六条第三項に規定する標準負担額を控除した額に相当する金額)の合算額(同条第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で特例国共済組合が定める金額)とする。

(国共済法の訪問看護療養費の額についての特例)

第十条 特例国共済組合が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災国共済組合員が受けた指定訪問看護(国共済法第五十六条の二第二項に規定する指定訪問看護をいう。第十二条において同じ)について同項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する訪問看護療養費の額は、国共済法第五十六条の二第二項の規定にかかわらず、当該指定訪問看護に係る同項に規定する費用の額に相当する金額とする。

(国共済法の家族療養費の額についての特例)

第十一条 特例国共済組合が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に国共済法第二十一条第一項第二号に規定する被災者(国共済法第五十九条第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する一年以上組合員であった者の被災者及び同条第二項の規定により療養に関する死亡後の給付を受ける者を含む、老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く)であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情)を参照して大蔵省令で定めるもの(以下この条及び次条において「被災国共済被災者」という)が受けた療養について国共済法第五十七条第一項の規定により当該被災国共済被災者に係る組合員(国共済法第五十九条第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する一年以上組合員であつた者及び同条第二号に規定する被災者)が受けた療養(食事療養及び選定療養を除く)であつて、選定療養に係る費用の額に相当する金額とする。

定する一年以上組合員であつた者及び同条第二項の規定の適用を受ける被災国共済被災者を含む。次条において同じ)に対して支給する家族療養費の額は、国共済法第五十七条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 保険医療機関等(国共済法第五十五条の三第一項第二号に規定する保険医療機関等をいう。以下この条において同じ)から国共済法第五十四条第一項各号に掲げる療養(食事療養及び選定療養(同条第二項に規定する選定療養をいう。以下この条において同じ)を除く)を受ける場合(第三号に掲げる場合を除く)。その療養に係る費用の額に相当する金額

二 特定承認保険医療機関(国共済法第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいう)から国共済法第五十四条第一項各号に掲げる療養(食事療養を除く)を受ける場合又は保険医療機関等から同項各号に掲げる療養(食事療養を除く)であつて選定療養に該当するものを受ける場合(次号に掲げる場合を除く)。その療養に係る費用の額に相当する金額

三 保険医療機関等から国共済法第五十四条第一項各号に掲げる療養(食事療養及び選定療養を除く)及び同項各号に掲げる療養(食事療養を除く)であつて選定療養に該当するものを受ける場合 前二号に規定する金額の合算額

四 前三号に掲げる場合において国共済法第五十四条第一項第五号に掲げる療養(食事療養

を除く)に併せて食事療養を受ける場合 前三号に規定する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額(第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降に被災国共済被災者が受けた食事療養については、当該費用の額から国共済法第五十七条第二項第七号に規定する標準負担額を控除した額に相当する金額)の合算額

2 前項第一号に規定する療養に係る費用の額は国共済法第五十五条第六項に規定する費用の額と、前項第二号に規定する療養に係る費用の額は国共済法第五十五条の三第二項第一号に規定する費用の額と、前項第四号に規定する食事療養に係る費用の額は国共済法第五十五条の二第二項に規定する費用の額とする。

3 第九条の規定は、国共済法第五十七条第七項において準用する国共済法第五十六条第一項又は第二項の規定により被災国共済被災者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。この場合において、国共済法第五十七条第八項の規定は、適用しない。

(国共済法の家族訪問看護療養費の額についての特例)

第十二条 特例国共済組合が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災国共済被災者が受けた指定訪問看護について国共済法第五十七条の二第一項の規定により当該被災国共済被災者に係る組合員に対して支給する家族訪問看護療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該指定訪問看護に係る同項に規定する費用の額に相当する金額とする。

(適用)

第十三条 第六条から前条までの規定は、平成七年一月十七日から適用する。

第四章 文部省関係

(私学共済組合の標準給与の改定の特例)

第十四条 私立学校教職員共済組合以下この章において「私学共済組合」という。は、学校法人等(私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下この条及び次条において「私学共済法」という。))第十四条第一項に規定する学校法人等及び私学共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者をいう。第十六条において同じ。が設置する学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校及び同法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。以下この項及び第十六条第一項において同じ。))で、平成七年一月十七日において特定被災区域に所在していたものが阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該学校等に勤務する私学共済法による組合員(私学共済法第二十五条において準用する国共済法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条及び第十六条第一項において「私学共済組合員」という。))の同月から同年十二月までのいずれかの月に受けた給与(私学共済法第二十一条第一項に規定する給与をいう。以下この条及び第十六条第一項において「私学共済組合員」という。))の同月の標準給与(私学共済法第二十一条第一項に規定する標準給与をいう。以下この条において同じ。))の基礎となつた給与月額に比べて著しく低下した場合に

おいて、必要があると認めるときは、その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく低下した月から、標準給与を改定することができる。

2 私学共済組合は、前項の規定により標準給与が改定された私学共済組合員の当該改定が行われた月の翌月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた給与の額が当該私学共済組合員のその月の標準給与の基礎となつた給与月額に比べて著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく上昇した月から、標準給与を改定することができる。

3 私学共済法第二十一条第八項の規定は、前二項の規定により改定された標準給与について準用する。

(国共済法の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除の特例等に関する規定の準用)

第十五条 第六条の規定は私学共済法による組合員(私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十九条第一項本文の規定の適用を受ける私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十九条第一項に規定する一年以上組合員であつた者(以下この条において単に「一年以上組合員」という。))を含む、老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。であつて阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情)を参酌して文部省令で定めるもの(以下この条において「被災私学共済組合員」という。))が受けた療養又は指定訪問看護(私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十六条の二第一項に

めるもの(以下この条において「被災私学共済組合員」という。))が私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に対して支払うべき私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十五条第二項の規定による一部負担金について、第七條から第十條までの規定は私学共済組合が私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十六条第一項及び第二項並びに第五十六条の二第一項の規定により被災私学共済組合員に対して支給する入院時食事療養費の額、特定療養費の額、療養費の額及び訪問看護療養費の額について、第十一条及び第十二条の規定は私学共済組合が私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十七条第一項及び第五十七条の二第一項の規定により私学共済法による被扶養者(一年以上組合員であつた者の被扶養者及び私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十九条第二項の規定により療養に関する死亡後の給付を受ける者を含む、老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。))であつて阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情)を参酌して文部省令で定めるもの(以下この条において「被災私学共済被扶養者」という。))が受けた療養又は指定訪問看護(私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十六条の二第一項に

規定する指定訪問看護をいう。))について当該被災私学共済被扶養者に係る組合員(一年以上組合員であつた者及び私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十九条第二項の規定の適用を受ける被災私学共済被扶養者を含む。))に対して支給する家族療養費の額及び家族訪問看護療養費の額について準用する。

(私学共済組合の掛金の免除の特例)

第十六条 私学共済組合は、次の各号のいずれにも該当する学校法人等から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該学校法人等が第二号に該当することとなつた月から当該学校法人等が同号に該当しなくなることとなつた月の前月(その月が平成八年一月以後の月であるときは、平成七年十二月)までの各月に納付すべき掛金(第二号に規定する学校等に勤務する私学共済組合員が負担すべき掛金及び当該私学共済組合員を使用する学校法人等が負担すべき当該私学共済組合員に係る掛金に限る。))を免除することができる。

一 平成七年一月十七日において特定被災区域に所在する学校等を設置していたこと。

二 阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、前号に規定する学校等に勤務する私学共済組合員に対する給与の支払に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により掛金を免除された学校法人等は、平成七年十二月までの間に当該学校法人等が同項第二号に該当しなくなることとなつたときは、その旨を私学共済組合に届け出なければならぬ。

(適用)

第十七条 第十四条及び前条の規定は平成七年一月一日から、第十五条の規定は同月十七日から適用する。

第五章 厚生省関係

(病院の災害復旧に関する補助)

第十八条 国は、次項各号に掲げる病院の開設者に対し、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたその開設する病院の災害復旧に要する費用(次項第二号に掲げる病院にあつては、政令で定める施設の災害復旧に要する費用)について、他の法令の規定にかかわらず、予算の範囲内において、その一部を補助する。

2 前項の規定により国が行う補助の割合は、次の各号に掲げる病院の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

- 一 特定被災地方公共団体の開設する病院 三分の二
- 二 その他政令で定める病院 二分の一

(火葬場の災害復旧に関する補助)

第十九条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたその設置する火葬場(墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第二条第七項に規定する火葬場をいう。)の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

(畜場の災害復旧に関する補助)

第二十条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたその設置する畜場(と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第二条第二項に規定

すると畜場をいう。)の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

(水道の災害復旧に関する補助)

第二十一条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、その経営する水道事業(水道法(昭和三十一年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業をいう。)又はこれに類する事業として政令で定めるものに係る水道(同条第一項に規定する水道をいう。)であつて阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その十分の八を補助する。

(一般廃棄物の処理施設の災害復旧に関する補助)

第二十二条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。)の処理施設であつて政令で定めるものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その十分の八を補助する。

(社会福祉施設の災害復旧に関する補助)

第二十三条 国は、都道府県が、次に掲げる施設であつて阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において単に「指定都市」という。)を除く。以下この条において同じ。)の当該施設の災害復旧に要する費用につき六分の五を

下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用(当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用)の五分の四を補助する。

- 一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター並びに同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム
- 二 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十九条第二項の規定により設置された精神薄弱者通動寮及び精神薄弱者福祉ホーム
- 三 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第六号の授産施設

2 国は、都道府県又は指定都市が、その区域(都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域を除く。)内に設置されている次に掲げる施設であつて阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたものを設置した社会福祉法人の当該施設の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合

には、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用(当該都道府県又は指定都市が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用)の五分の四を補助する。

一 老人福祉法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短

期入所施設及び老人介護支援センター並びに同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム

- 二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十七条第四項の規定により設置された身体障害者更生施設、身体障害者療養施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、補装具製作施設及び視覚障害者情報提供施設
- 三 精神薄弱者福祉法第十九条第二項の規定により設置された精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者通動寮及び精神薄弱者福祉ホーム
- 四 社会福祉事業法第二条第二項第六号の授産施設

3 国は、特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市に対し、その設置する次に掲げる施設であつて阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

- 一 老人福祉法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター及び軽費老人ホーム
- 二 精神薄弱者福祉法第十九条の規定により設置された精神薄弱者通動寮及び精神薄弱者福祉ホーム
- 三 社会福祉事業法第二条第二項第六号の授産施設

(健康保険の標準報酬の改定の特例)
第二十四条 健康保険の保険者(以下この条から

第二十六條まで及び第三十四條において「健康保険者」というのは、平成七年一月十七日において特定被災区域に所在していた事業所（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三條第二項に規定する事業所又は事務所をいう。以下この条及び第三十四條において同じ。）の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該事業所に使用される健康保険の被保険者（同法第二十條の規定による被保険者、同法第六十九條の七に規定する日雇特別被保険者（次条、第三十二條及び第三十三條において単に「日雇特別被保険者」という。）及び同法附則第九條第一項に規定する特別退職被保険者を除く。以下この条において同じ。）の同月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた報酬（同法第二十二條に規定する報酬をいう。以下この条及び第三十四條において同じ。）の額が、その者のその月の健康保険の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、健康保険の標準報酬を改定することができる。

2 健康保険者は、前項の規定により健康保険の標準報酬が改定された健康保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の健康保険の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、健康保険の標準報酬を改定することができる。

3 健康保険法第三條第五項の規定は、前二項の規定により改定された健康保険の標準報酬について準用する。

（健康保険の一部負担金の支払の免除の特例）

第二十五條 健康保険者は、健康保険の被保険者（健康保険法第五十五條の規定の適用を受ける者を含む。日雇特別被保険者及び老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情（特定被災区域における災害救助法第二條に規定する救助の実施状況を勘案して厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情）を斟酌して厚生省令で定めるもの（以下この条から第二十九條までにおいて「被災健康保険者」という。）が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に受ける療養の給付について、健康保険法第四十三條第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局に支払うべき同法第四十三條ノ八第一項の規定による一部負担金の支払を免除することができる。

2 前項の規定により一部負担金の支払を免除された被災健康保険者は、健康保険法第四十三條ノ八の規定にかかわらず、一部負担金を同法第四十三條第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。

3 前二項の規定は、健康保険法第四十三條ノ十六第二項の規定による同法第四十三條第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局に支払うべき一部負担金について準用する。

4 健康保険法第四十三條ノ八第二項の規定は、

第一項及び前項の規定により被災健康保険者が一部負担金の支払を免除された場合には、適用しない。

（健康保険の入院時食事療養費の額の特例）

第二十六條 前条第一項の規定により一部負担金の支払を免除した健康保険者（次条から第三十一條まで及び第三十三條において「特例健康保険者」という。）が、平成七年一月十七日から同項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災健康保険者が受けた食事療養（健康保険法第四十三條第二項に規定する食事療養をいう。以下この条から第二十八條まで、第三十條及び第三十三條において同じ。）につき同法第四十三條ノ十七第一項の規定により当該被災健康保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養につき同項の厚生大臣の定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）とし、当該厚生大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、当該食事療養につき同項の規定により算定した額とする。

（健康保険の特定療養費の額の特例）

第二十七條 特例健康保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災健康保険者が受けた特定療養費に係る療養につき健康保険法第四十四條第一項の規定により当該被災健康保険者に対して支給する特定療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）につき健康保険法第四十四條第二項第一号に規定する厚生大臣の定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

二 当該食事療養につき健康保険法第四十三條ノ十七第二項の厚生大臣の定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）（第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、同法第四十三條ノ十七第二項の規定により算定した額）

（健康保険の療養費の額の特例）

第二十八條 特例健康保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災健康保険者が受けた療養につき健康保険法第四十四條ノ二の規定により当該被災健康保険者に対して支給する療養費の額は、同法第四十四條ノ三第一項の規定にかかわらず、当該療養（食事療養を除く。）につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額を標準として、特例健康保険者が定める額とする。

2 前項の費用の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては健康保険法第四十三條ノ九第二項の費用の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第二十六條の費用の算定、特定療養費の支給を受けるべき場合においては前条の費用の算定の例による。ただし、その額は現に療養に要した費用の額を超えることができない。

(健康保険の訪問看護療養費の額の特例)

第二十九条 特例健保保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災健康保険者が受けた指定訪問看護(健康保険法第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護をいう。第三十一条及び第三十三条において同じ。)につき同項の規定により当該被災健康保険者に対して支給する訪問看護療養費の額は、同法第四十四条ノ四第四項の規定にかかわらず、当該指定訪問看護につき同項に規定する厚生大臣の定めるところにより算定した費用の額とする。

(健康保険の家族療養費の額の特例)

第三十条 特例健保保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に健康保険の被扶養者(健康保険法第五十九条ノ二第七項又は同法第五十九条ノ二第三項において準用する同法第五十五条の規定の適用を受ける者を含む。老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情)をしん酌して厚生省令で定めるもの(以下この条から第三十三条までにおいて「被災健康被扶養者」という。)が受けた療養につき健康保険法第五十九条ノ二第一項の規定により当該被災健康被扶養者に係る健康保険の被保険者(同条第七項において準用する同法第五十五条の規定により家族療養費の支給を受けることができる者を含む。)に

対して支給する家族療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第一号から第三号までに掲げる場合においては、現に支払うべき療養に要した費用の額を、第四号に掲げる場合においては、第一号から第三号までに規定する額は現に支払うべき療養に要した費用の額を、食事療養について算定した費用の額は現に食事療養に要した費用の額を超えることができない。

一 保険医療機関等(健康保険法第四十四条第一項第二号に規定する保険医療機関等をいう。以下この条において同じ。)から同法第四十三条第一項各号に掲げる療養(食事療養及び選定療養)同条第二項に規定する選定療養をいう。以下この条において同じ。)を除く。)を受ける場合 その療養につき算定した費用の額

二 特定承認保険医療機関(健康保険法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいう。第四十一条において同じ。)から同法第四十三条第一項各号に掲げる療養(食事療養を除く。)を受ける場合又は保険医療機関等から同項各号に掲げる療養(食事療養を除く。)であつて選定療養に該当するものを受ける場合 その療養につき算定した費用の額

三 保険医療機関等から健康保険法第四十三条第一項各号に掲げる療養(食事療養及び選定療養を除く。)及び同項各号に掲げる療養(食事療養を除く。)であつて選定療養に該当するものを受ける場合 第一号及び前号に規定す

る額の合算額

四 前三号に掲げる場合において健康保険法第四十三条第一項第五号に掲げる療養(食事療養を除く。)に併せて食事療養を受ける場合 前三号に規定する額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額

2 前項第一号に規定する療養についての費用の算定に關しては健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定を、前項第二号に規定する療養についての費用の算定に關しては第二十七条の規定を、同項第四号に規定する食事療養についての費用の算定に關しては第二十六条の規定を準用する。

3 第二十八条の規定は、健康保険法第五十九条ノ二第七項において準用する同法第四十四条ノ二の規定により被災健康被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。

(健康保険の家族訪問看護療養費の額の特例)

第三十一条 特例健保保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災健康被扶養者が受けた指定訪問看護につき健康保険法第五十九条ノ二第二項の規定により当該被災健康被扶養者に係る健康保険の被保険者

(同条第三項において準用する同法第五十五条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受けることができる者を含む。)に対して支給する家族訪問看護療養費の額は、同法第五十九条ノ二ノ二第二項の規定にかかわらず、当該指定訪問看護につき同項に規定する厚生大臣の定めにより算定した費用の額とする。

(健康保険の日雇特例被保険者に係る特例)

第三十二条 被災日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情)をしん酌して厚生省令で定めるものをいう。以下この条及び次条において同じ。)又は被災健康被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る健康保険の保険給付については、健康保険法第六十九条の三十一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる被災日雇特例被保険者又は被災健康被扶養者の日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

第二十五条	一部負担金の支払の免除の特例
第二十六条	入院時食事療養費の額の特例
第二十七条	特定療養費の額の特例
第二十八条	療養費の額の特例
第二十九条	訪問看護療養費の額の特例
第三十条	家族療養費の額の特例
第三十一条	家族訪問看護療養費の額の特例

(健康保険の特別療養費の額の特例)

第三十三条 特例健康保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者が健康保険法第四十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は特定承認保険医療機関から受けた療養につき同法第六十九条の二十六第一項の規定により被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者に係る日雇特例被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)につき算定された費用の額(その額が、現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)

二 当該食事療養につき算定された費用の額(その額が、現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)

2 特例健康保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者が健康保険法第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業から受けた指定訪問看護につき同法第六十九条の二十六第一項の規定により被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者に係る日雇特例被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該指定訪問看護につき算定された費用の額とする。

3 第一項に規定する療養についての費用の算定については第三十条の規定を、前項に規定する指定訪問看護についての費用の算定については第二十九条の規定を準用する。

(健康保険の保険料の免除の特例)

第三十四条 健康保険者は、次の各号のいずれにも該当する事業所の事業主から申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該事業所が第二号に該当するに至った月から当該事業所が同号に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)までの期間に納付すべき健康保険の保険料(健康保険法第七十二条本文、第七十五条及び第七十五条ノ二の規定により健康保険の被保険者及び当該被保険者を使用する事業主が負担すべき保険料をいう。)の額を免除することができる。

一 平成七年一月十七日において特定被災区域に所在していたこと。

二 当該事業所の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該事業所に使用される健康保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により健康保険の保険料の額を免除された事業所の事業主は、平成七年十二月までの間において、当該事業所が同項第二号に該当しなくなるに至ったときは、その旨を健康保険者に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、健康保険法附則第八条第三項に規定する調整保険料の額について準用する。

(船員保険の標準報酬の改定の特例)

第三十五条 船員保険の被保険者(以下この条から第三十七条まで及び第四十三条において「船保被保険者」という。)は、平成七年一月十七日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していた船舶所有者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十条に規定する船舶所有者をいう。以下この条、第四十三条及び第四十四条において単に「船舶所有者」という。)の船舶に係る事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該船舶所有者に使用される船員保険の被保険者(同法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。以下この条において同じ。)の同月から平成七年十二月までのいづれかの月に受けた報酬(同法第三十三条に規定する報酬をいう。以下この条及び第四十三条において同じ。)の額が、その者のその月の船員保険の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、同法第四十三条第三項及び第四項の規定にかかわらず、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、船員保険の標準報酬を改定することができる。

2

船保被保険者は、前項の規定により船員保険の標準報酬が改定された船員保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成七年十二月までのいづれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の船員保険の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、船員保険法第四十三条第三項及び第四項の規定にかかわらず、

その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、船員保険の標準報酬を改定することができる。

(船員保険の一部負担金の支払の免除の特例)

第三十六条 船保被保険者は、船員保険の被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。又は被保険者であった者同法の規定による医療を受けることができる者を除く。)であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情を申し酌して厚生省令で定めるもの(以下この条から第四十条までにおいて「被災船保被保険者等」という。))が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に受ける療養の給付について、健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局に支払うべき船員保険法第二十八条ノ三第一項の規定による一部負担金の支払を免除することができる。

2

前項の規定により一部負担金の支払を免除された被災船保被保険者等は、船員保険法第二十八条ノ三第一項の規定にかかわらず、一部負担金を健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。

3 前二項の規定は、船員保険法第二十八条ノ六第二項の規定による同法第二十八条第五項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局に支払うべき一部負担金の支払について準用する。

4 船員保険法第二十八條ノ第三項の規定は、

第一項及び前項の規定により被災船保被保険者等が一部負担金の支払を免除された場合には、適用しない。

(船員保険の入院時食事療養費の額の特例)

第三十七條 前条第一項の規定により一部負担金の支払を免除した船保被保険者(次条から第四十二條までにおいて「特例船保被保険者」という。)が、平成七年一月十七日から第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災船保被保険者等が受けた食事療養費(船員保険法第二十八條第二項に規定する食事療養費をいう。以下この条から第三十九條まで及び第四十一條において同じ。)につき同法第二十八條ノ第七第一項の規定により当該被災船保被保険者等に対し支給する入院時食事療養費(船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十九條に規定する療養補償に相当する入院時食事療養費及び船員保険法第二十八條ノ第三項に規定する疾病又は負傷についての入院時食事療養費を除く。)の額は、同法第二十八條ノ第七第二項の規定にかかわらず、同項に規定する入院時食事療養費算定額とし、当該厚生大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養費については、当該食事療養費につき同項の規定により算定した額とする。

に相当する特定療養費及び船員保険法第二十八條ノ第三項に規定する疾病又は負傷についての特定療養費を除く。)の額は、同法第二十九條第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する特定療養費算定額(当該療養費に食事療養費が含まれるときは、当該額及び同項第二号に規定する入院時食事療養費算定額(第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養費については、当該食事療養費につき同法第二十八條ノ第七第二項の規定により算定した額)の合算額)とする。

超えることができない。

(船員保険の訪問看護療養費の額の特例)

第四十條 特例船保被保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災船保被保険者等が受けた指定訪問看護(船員保険法第二十九條ノ四第一項に規定する指定訪問看護をいう。第四十二條において同じ。)につき同項の規定により当該被災船保被保険者等に対して支給する訪問看護療養費(船員法第八十九條に規定する療養補償に相当する訪問看護療養費及び船員保険法第二十八條ノ第三項に規定する疾病又は負傷についての訪問看護療養費を除く。)の額は、同法第二十九條ノ四第四項の規定にかかわらず、当該指定訪問看護につき同項に規定する厚生大臣の定め例により算定した費用の額とする。

という。)が受けた療養につき船員保険法第三十一條ノ第二項又は第三十一條ノ五第一項の規定により当該被災船保被保険者に係る船員保険の被保険者(同条の規定により家族療養費の支給を受けることができる船員保険の被保険者であつた者を含む。)に対して支給する家族療養費の額は、同法第三十一條ノ第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第一号から第三号までに掲げる場合においては、現に支払うべき療養に要した費用の額を、第四号に掲げる場合においては、第一号から第三号までに規定する額は現に支払うべき療養に要した費用の額を、食事療養費について算定した費用の額は現に食事療養に要した費用の額を超えないことができない。

一 保険医療機関等(船員保険法第二十九條第一項第二号に規定する保険医療機関等をいう。以下この条において同じ。)から同法第二十八條第一項第一号から第五号までに掲げる療養(食事療養及び選定療養(同条第二項に規定する選定療養をいう。以下この条において同じ。)を除く。)を受ける場合、その療養につき算定した費用の額

二 特定承認保険医療機関から船員保険法第二十八條第一項第一号から第五号までに掲げる療養(食事療養を除く。)を受ける場合又は保険医療機関等から同項第一号から第五号までに掲げる療養(食事療養を除く。)であつて選定療養に該当するものを受ける場合、その療養につき算定した費用の額

2 前項の費用の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては船員保険法第二十八條ノ四第二項の費用の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第三十七條の費用の算定、特定療養費の支給を受けるべき場合においては前条の費用の算定の例による。

ただし、その額は現に療養に要した費用の額を

(船員保険の家族療養費の額の特例)

第四十一條 特例船保被保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に船員保険の被扶養者(船員保険法第三十一條ノ五の規定により家族療養費又は家族訪問看護療養費の支給を受けることができる場合における当該家族療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る当該療養を受ける者を含む、老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情)を斟酌して厚生省令で定めるもの(以下この条及び次条において「被災船保被扶養者」という。)

下この条及び次条において「被災船保被扶養者」という。)

一 保険医療機関等(船員保険法第二十九條第一項第二号に規定する保険医療機関等をいう。以下この条において同じ。)から同法第二十八條第一項第一号から第五号までに掲げる療養(食事療養及び選定療養(同条第二項に規定する選定療養をいう。以下この条において同じ。)を除く。)を受ける場合、その療養につき算定した費用の額

二 特定承認保険医療機関から船員保険法第二十八條第一項第一号から第五号までに掲げる療養(食事療養を除く。)を受ける場合又は保険医療機関等から同項第一号から第五号までに掲げる療養(食事療養を除く。)であつて選定療養に該当するものを受ける場合、その療養につき算定した費用の額

- 三 保険医療機関等から船員保険法第二十八条第一項第一号から第五号までに掲げる療養（食事療養及び通定療養を除く。）及び同項第一号から第五号までに掲げる療養（食事療養を除く。）であつて選定療養に該当するものを受ける場合 第一号及び前号に規定する額の合算額
- 四 前三号に掲げる場合において船員保険法第二十八条第一項第五号に掲げる療養（食事療養を除く。）に併せて食事療養を受ける場合 前三号に規定する額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額
- 2 前項第一号に規定する療養についての費用の算定に関しては船員保険法第二十八条ノ四第二項の規定を、前項第二号に規定する療養についての費用の算定に関しては第三十八条の規定を、同項第四号に規定する食事療養についての費用の算定に関しては第三十七条の規定を準用する。
- 3 第三十七条の規定は、船員保険法第三十一条ノ二第六項において準用する同法第二十九条ノ二の規定により被災船保被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。
（船員保険の家族訪問看護療養費の額の特例）
第四十二条 特例船保被扶養者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災船保被扶養者が受けた指定訪問看護につき船員保険法第三十一条ノ三第三項又は第三十一条ノ五第一項の規定により当該被災船保被扶養者に係る船員保険の被保険者（同条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受けることができる船員保険の被保険者であつた者を含む。）に対して支給する家族訪問看護療養費の額は、同法第三十一条ノ三第二項の規定にかかわらず、当該指定訪問看護につき同項に規定する厚生大臣の定め（船員保険の被保険者の免除の特例）
第四十三条 船保被扶養者は、次の各号のいずれにも該当する船舶所有者から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該船舶所有者が第二号に該当するに至つた月から当該船舶所有者が同号に該当しなくなるに至つた月の前月（その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月）までの期間に納付すべき船員保険の保険料（船員保険法第六十条第一項の規定により船員保険の被保険者（同法第十九条ノ三に規定する被保険者を除く。以下この条において同じ。）及び当該被保険者を使用する船舶所有者が負担すべき保険料の額をいう。）の額を免除することができる。
一 平成七年一月十七日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していたこと。
二 当該船舶所有者の船舶に係る事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該船舶所有者に使用される船員保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。
2 前項の規定により船員保険の保険料の額を免除された船舶所有者は、平成七年十二月までの間において、同項第二号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を船保被扶養者に届け出なければならない。
- （船員保険の失業保険金等の支給の特例）
第四十四条 特定被災区域において事業を行う船舶所有者であつて厚生省令で定めるものの事務所（特定被災区域にあるものに限る。）若しくは船舶が阪神・淡路大震災による被害を受けたため又は特定被災区域にある港灣施設（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港灣施設をいう。）が阪神・淡路大震災による著しい被害を受けたため、当該船舶所有者がやむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより、当該船舶所有者に使用されている船員保険の被保険者（船員保険法第三十三条ノ十六ノ二第一項に規定する被保険者以下この条において「高齢継続被保険者」という。）を除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）が、休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、報酬を受けることができない状態にあるときは、同法第三章第四節の規定の適用については、失業しているものとみなして失業保険金を支給することができる。ただし、当該被害の状況を考慮して、厚生大臣が別に定める日（以下この条において「指定期日」という。）までの間に限る。
2 前項の規定による失業保険金の支給を受けるには、当該休業について厚生省令の定めるところにより厚生大臣の確認を受けなければならない。
3 前項の確認があつた場合における船員保険法第三章第四節の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。
- 4 第一項の規定による失業保険金の支給については、船員保険法第三十三条ノ四、第三十三条ノ八ノ二、第三十三条ノ九、第三十三条ノ十一及び第三十三条ノ十四の規定の適用については厚生省令で特別の定めをすることができる。
5 第一項に規定する船舶所有者に使用されている船員保険の被保険者で、高齢継続被保険者に該当するものについては、その者を高齢継続被保険者以外の被保険者とみなして、前各項の規定により失業保険金を支給するものとする。この場合において、第一項の規定において適用される船員保険法第三十三条ノ十二第一項第一号中「四十五歳以上六十歳未満」とあるのは、「四十五歳以上」とする。
6 第二項の確認を受けた者（指定期日までの間において従前の船舶所有者との使用関係が終了した者を除く。）は、船員保険法第三章第四節の規定の適用については、指定期日の翌日に従前の船舶所有者に使用されたものとみなす。ただし、指定期日までに従前の船舶所有者の船舶に再び就業するに至つた者は、就業の最初の日に使用されたものとみなす。
7 第五項の規定により高齢継続被保険者以外の被保険者とみなされた者と従前の船舶所有者との使用関係が終了した場合においては、その使用関係が終了した日後におけるその者に関する船員保険法第三章第四節の規定の適用については、厚生省令で特別の定めをすることができる。
8 第二項の確認に関する処分については、船員保険法第九条ノ四及び第六十三條から第六十六条までの規定を準用する。

9 第二項の確認を受けた者(指定期日までの間において従前の船舶所有者との使用関係が終了した者を除く。)の休業している間の保険料率については、船員保険法第五十九条の規定にかかわらず千分の九十七とし、その負担区分については、同法第六十条の規定にかかわらず、船員保険の被保険者が千分の四十四を、当該被保険者を使用する船舶所有者が千分の五十三を負担する。

(国民健康保険の入院時食事療養費の額の特例)
第四十五条 国民健康保険の保険者が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災国保被保険者(国民健康保険の被保険者であつて、阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより療養の給付について国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十四条第一項第二号の措置が執られるべきものをいう。以下この条から第四十八条までにおいて同じ。)が受けた食事療養(同法第三十六条第二項に規定する食事療養をいう。以下この条から第四十八条までにおいて同じ。)につき同法第五十二条第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養につき健康保険法第四十三条ノ十七第二項の規定による厚生大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)とする。

(国民健康保険の特定療養費の額の特例)
第四十六条 国民健康保険の保険者が、平成七年

一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災国保被保険者が受けた特定療養費に係る療養(食事療養が含まれている療養に限る。)につき国民健康保険法第五十三条第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する特定療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該食事療養につき健康保険法第四十三条ノ十七第二項の規定による厚生大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)の合算額とする。

(国民健康保険の療養費の額の特例)
第四十七条 国民健康保険の保険者が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災国保被保険者が受けた療養につき国民健康保険法第五十四条第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する療養費の額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該療養(食事療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額を基準として、国民健康保険の保険者が定める。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては国民健康保険法第四十五条第二項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第四十五条の規定を、特定療養費の支給を受けるべき場合においては前条の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

(国民健康保険の特別療養費の額の特例)
第四十八条 国民健康保険の保険者が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災国保被保険者が受けた特別療養費に係る療養(食事療養が含まれている療養に限る。)につき国民健康保険法第五十四条第三項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定による厚生大臣の定める例により、被保険者証が交付されているならば特定療養費の支給を受けることができる場合は同法第四十四条第二項第一号の規定による厚生大臣の定める例により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。)

二 当該食事療養につき健康保険法第四十三条ノ十七第二項の規定による厚生大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)

(老人保健の入院時食事療養費の額の特例)
第四十九条 市町村長が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災老人医療受給対象者(老人

医療受給対象者(老人保健法第十七条第二項に規定する老人医療受給対象者をいう。))であつて、阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより同法第二十八条第八項の規定に基づき一部負担金の支払を免除されるべきものをいう。以下この条から第五十二条までにおいて同じ。)

二 第二項の規定により当該被災老人医療受給対象者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養につき同項の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)

(老人保健の特定療養費の額の特例)
第五十条 市町村長が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災老人医療受給対象者が受けた特定療養費に係る療養(食事療養が含まれている療養に限る。)につき老人保健法第三十一条の三第一項の規定により当該被災老人医療受給対象者に対して支給する特定療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該食事療養につき同法第三十一条の二第二項の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)の合計額とする。

(老人保健の食事療養に係る医療費の額の特例)
第五十一条 市町村長が、平成七年一月十七日か

ら第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災老人医療受給対象者が受けた食事療養につき老人保健法第三十二条第一項の規定により当該被災老人医療受給対象者に対して支給する食事療養に係る医療費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該被災老人医療受給対象者が受けた食事療養に要する費用の額を基準として、市町村長が定める。

2 前項の食事療養に要する費用の額は、老人保健法第三十一条の二第二項の厚生大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、その額は現に食事療養に要した費用の額を超えることはできない。

(老人訪問看護療養費の額の特例)

第五十二条 市町村長が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災老人医療受給対象者が受けた指定老人訪問看護(老人保健法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護をいう。)につき同項の規定により当該被災老人医療受給対象者に対して支給する老人訪問看護療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該指定老人訪問看護につき同項の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

(厚生年金保険の標準報酬の改定の特例)

第五十三条 都道府県知事は、平成七年一月十七日において特定被災区域に所在した厚生年金保険の適用事業所(同日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していた厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六條第一項第三号に規定する船舶所有者(次条第一項第一号において単に「船舶所有者

者」という。))に係る同法第六條第一項第三号に規定する船舶を含む。))の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の同月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた報酬(同法第三條第一項第三号に規定する報酬をいう。以下この条及び次条において同じ。)の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、厚生年金保険の標準報酬を改定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により厚生年金保険の標準報酬が改定された厚生年金保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、厚生年金保険の標準報酬を改定することができる。

3 厚生年金保険法第二十三条第二項の規定は、前二項の規定により改定された厚生年金保険の標準報酬について準用する。

(厚生年金保険の保険料の免除の特例)

第五十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれにも該当する厚生年金保険の適用事業所の事業主から申請があった場合において、必要があると認めるときは、厚生年金保険法第八十二条第一項の規定にかかわらず、当該適用事業所が第

二号に該当するに至った月から当該適用事業所が同号に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)までの期間に納付すべき厚生年金保険の保険料(同項の規定により厚生年金保険の被保険者及び当該被保険者を使用する事業主が負担すべき保険料をいう。)の額を免除することができる。

一 平成七年一月十七日において特定被災区域に所在していたこと(当該適用事業所が船舶であるときは、船舶所有者が同日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していたこと。)

二 当該適用事業所の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主は、平成七年十二月までの間において、当該適用事業所が同項第二号に該当しなくなるに至ったときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の被保険者が厚生年金基金(以下この項において「基金」という。)の加入員である場合においては、掛金(厚生年金保険法第三十八条第一項に規定する掛金をいう。以下この項において同じ。)又は徴収金(同法第四十条第一項の規定による徴収金をいう。以下この項において同じ。)の額の免除及

び当該掛金又は徴収金の額を免除した基金の加入員の費用の負担に關し必要な事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

(児童手当の拠出金の免除の特例)

第五十五条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条第一項に規定する一般事業主のうち次の各号に掲げる者については、同条第二項(同法附則第六條第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に納付すべき児童手当の拠出金(同法第二十条第一項に規定する拠出金をいう。)の額(第二号に掲げる者にあつては第十六條第一項第一号に規定する学校等に勤務する私立学校教職員共済組合の組合員の標準給与に係る拠出金の額とし、第三号に掲げる者にあつては第五十九條第一項第一号に規定する事業所に勤務する農林漁業団体職員共済組合の組合員の標準給与に係る拠出金の額とする。)を免除するものとする。

一 前条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主 同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)まで

二 第十六條第一項の規定により私立学校教職員共済組合の掛金を免除された学校法人等 同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)まで

同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)まで

三 第五十九条第一項の規定により農林漁業団体職員共済組合の掛金を免除された農林漁業団体 同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)まで

(適用)

第五十六条 第二十四条、第三十四条、第三十五条、第四十三条及び前三条の規定は平成七年一月一日から、第二十五条から第三十三条まで、第三十六条から第四十二条まで及び第四十四条から第五十二条までの規定は同月十七日から適用する。

第六章 農林水産省関係

(卸売市場法による災害復旧の特例)

第五十七条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第七十二条第一項の規定は、特定被災地方公共団体である市町村の区域に所在する中央卸売市場(同法第二条第三項に規定する中央卸売市場をいう。)の阪神・淡路大震災により被害を受けた施設の災害復旧に要する費用について準用する。この場合において、同法第七十二条第一項中「中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得」とあるのは、「中央卸売市場の施設の災害復旧」と、「重要な施設の改良、造成又は取得」とあるのは、「重要な施設の災害復旧」と、「十分の四以内」とあるのは、「三分の二」と読み替えるものとする。(農林漁業団体職員共済組合の標準給与の改定の特例)

した農林漁業団体(農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第一条第一項に規定する農林漁業団体をいう。次条において同じ。)の事業所又は事務所(以下この条及び次条において単に「事業所」という。)の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該事業所に勤務する農林漁業団体職員共済組合の組合員の同月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた給与(同法第十二条に規定する給与をいう。以下この条及び次条において同じ。)の額が、その組合員のその月の標準給与の基礎となった給与月額に比べて、著しく低下したときは、その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく低下した月から、標準給与を改定することができる。

2 農林漁業団体職員共済組合は、前項の規定により標準給与が改定された農林漁業団体職員共済組合の組合員の当該改定が行われた月の翌月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた給与の額が、その組合員のその月の標準給与の基礎となった給与月額に比べて、著しく上昇したときは、その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく上昇した月から、標準給与を改定することができる。

3 農林漁業団体職員共済組合法第二十条第八項の規定は、前二項の規定により改定された標準給与について準用する。

(農林漁業団体職員共済組合の掛金の免除の特例)

第五十九条 農林漁業団体職員共済組合は、次の各号のいずれにも該当する農林漁業団体から申請があった場合において、必要があると認める

ときは、農林漁業団体職員共済組合法第五十五条の規定にかかわらず、当該農林漁業団体が第二号に該当するに至った月から当該農林漁業団体が同号に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)までの期間に納付すべき掛金(第一号に規定する事業所に勤務する農林漁業団体職員共済組合の組合員の負担すべき掛金及びその組合員を使用する農林漁業団体が負担すべき当該組合員に係る掛金に限る。)を免除することができる。

一 平成七年一月十七日において特定被災区域に所在する事業所を設置していたこと。

二 前号に規定する事業所の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該事業所に勤務する農林漁業団体職員共済組合の組合員に対する給与の支払に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により掛金を免除された農林漁業団体は、平成七年十二月までの間において、当該農林漁業団体が同項第二号に該当しなくなるに至ったときは、その旨を農林漁業団体職員共済組合に届け出なければならない。

(農業者年金の保険料の免除の特例)

第六十条 農業者年金基金は、次の各号のいずれにも該当する農業者年金の被保険者から申請があった場合において、必要があると認めるときは、農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第六十六条第一項の規定にかかわらず、当該被保険者が第二号に該当するに至った月から当該被保険者が同号に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)までの期間に係るものに限る。この場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、先に経過した月の分から順次行うものとする。

あるときは、平成七年十二月)までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び同法第六十六条の二第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとすることができる。

一 平成七年一月十七日において特定被災区域に住所を有していたこと又は当該被保険者の従事する耕作若しくは養畜の事業に供されていた農地等(農業者年金基金法第十九条第一項第二号に規定する農地等をいう。)が特定被災区域にあったこと。

二 当該被保険者の従事する耕作又は養畜の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、保険料を納付することが著しく困難であると認められること。

2 前項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとされた農業者年金の被保険者は、平成七年十二月までの間において、同項第二号に該当しなくなるに至ったときは、その旨を農業者年金基金に届け出なければならない。

(農業者年金の保険料の追納の特例)

第六十一条 農業者年金の被保険者又は被保険者であった者(経営移譲年金及び農業者老齢年金に係る受給権者を除く。)は、農業者年金基金の承認を受けて、前条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料(承認の日属する月前十年以内の期間に係るものに限る。)の全部又は一部につき追納をすることができ。この場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、先に経過した月の分から順次行うものとする。

2 前項の場合において追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額に政令で定める額を加算した額とする。

3 第一項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、保険料の追納について必要な事項は厚生省令、農林水産省令で定める。

(農業者年金の保険料納付済期間等の特例)

第六十二条 第六十条第一項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとされた期間(前条第三項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除く。次条において「特例免除期間」という。)は、農業者年金基金法第二十三条第二項第三号、第二十五条第四号及び第五号、第二十六条第一項及び第四項(同法第二十六条の二第五項(同法第二十六条の三第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。、第二十六条の二第一項から第四項まで、第二十六条の三第一項、第四十一条並びに第四十七条の規定の保険料納付済期間等に算入する。この場合における同法第二十三条第二項第三号の規定の適用については、同号中「合算した期間」とあるのは、「合算した期間に特例免除期間(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第二十号)第六十二条に規定する特例免除期間をいう。)を加えた期間」とする。

(農業者年金の経営移譲年金の特例)

第六十三条 特例免除期間を有する農業者年金の

経営移譲年金に係る受給権者についての農業者年金基金法第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「保険料納付済期間の月数」とあるのは、「保険料納付済期間の月数と特例免除期間(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六十二条に規定する特例免除期間をいう。)の月数の二分の一に相当する月数とを合算した月数」とする。

(適用)

第六十四条 第五十八条から前条までの規定は、平成七年一月一日から適用する。

第七章 通商産業省関係

(工業用水道施設災害復旧事業に対する補助)

第六十五条 国は、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業を営む特定被災地方公共団体に對し、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた同条第六項に規定する工業用水道施設の災害復旧事業に要する費用について、予算の範囲内において、その十分の八を補助する。

(商店街振興組合等の施設の災害復旧事業に対する補助)

第六十六条 国は、政令で定める都道府県が、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の販売施設その他の共同施設であつて政令で定めるものの災害復旧事業に要する経費につき四分の三を下らない率により補助する場合に、当該都道府県に對し、予算の範囲内において、当該補助に要する経費(当該都道府県が四分の三を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費)の三分の二を補助する。

(中小企業信用保険法の特例)

第六十七条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下この条において「無担保保険」という。)の保険関係であつて、阪神・淡路大震災関連連保証(同項に規定する債務の保証)その保証について担保(保証人(通商産業大臣が指定する者を除く。)の保証を含む。)を提供せざるものに限り、政令で定める日までに行われた次の各号に掲げる者の事業(第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業)の再建その他の経営の安定に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第一項中「保険価額の合計額が二千万円」とあるのは「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六十七条第一項に規定する阪神・淡路大震災関連連保証(以下「阪神・淡路大震災関連連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千万円及び二千万円」と、同条第三項中「当該保証をした借入金の額が二千万円(当該債務者)とあるのは「阪神・淡路大震災関連連保証及びその他の保証」とに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ千万円及び二千万円(阪神・淡路大震災関連連保証及びその他の保証)とに、当該債務者」と、「二千万円から」とあるのは「それぞれ千万円及び二千万円から」とする。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた中小企業者

二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうち前号に掲げる者を含むもの

2 阪神・淡路大震災関連連保証を受けた中小企業者一人についての無担保保険の保険価額の限度額は、政令で定める。

3 無担保保険の保険関係であつて、阪神・淡路大震災関連連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五項の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、同法第五条中「百分の七十(無担保保険)とあるのは「百分の七十(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六十七条第一項に規定する阪神・淡路大震災関連連保証に係る無担保保険)とあるのは「百分の九十、その他の無担保保険」とする。

4 中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下この条において「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、阪神・淡路大震災関連連保証(同項に規定する債務の保証)その保証について担保(保証人(通商産業大臣が指定する者を除く。)の保証を含む。)を提供せざるものに限り、政令で定める日までに行われた次の各号に掲げる者の事業(第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業)

の再建その他の経営の安定に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受け、当該各号に掲げる者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「保証人」とあるのは「保証人(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六十七条第四項に規定する阪神・淡路大震災関連小口保証(以下「阪神・淡路大震災関連小口保証」という。)に係るものにあつては、通商産業大臣が指定する者を除く。)、」と、「保険価額の合計額が五百万円」とあるのは「阪神・淡路大震災関連小口保証に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千円及び五百万円」と、同条第二項中「当該保証をした借入金の額が五百万円(当該債務者」とあるのは「阪神・淡路大震災関連小口保証及びその他の保証」とに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ千円及び五百万円(阪神・淡路大震災関連小口保証及びその他の保証」とに、当該債務者」と、「五百万円から」とあるのは「それぞれ千円及び五百万円から」とする。

一 第一項第一号に規定する地域内に事業所を有し、かつ、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた中小企業信用保険法第二条第二項に規定する小企業者(次号において「小企業者」という。)

二 中小企業等協同組合その他の主として小企業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

特別小口保険の保険関係であつて、阪神・淡

路大震災関連小口保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条の三第四項において準用する同法第三条の二第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険」とあるのは「百分の七十(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六十七条第四項に規定する阪神・淡路大震災関連小口保証に係る特別小口保険にあつては百分の九十、その他の特別小口保険、無担保保険」とする。

6 無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、阪神・淡路大震災関連保証又は阪神・淡路大震災関連小口保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業近代化資金等助成法の特例)

第六十八条 政令で定める都道府県は、中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する貸付けに係る貸付金であつて、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが阪神・淡路大震災の後に貸付けを受けるもの(同項第二号の貸付機関が、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものに對し、阪神・淡路大震災の後に同号に規定する近代化設備の譲渡若しくは貸付け又は近代化プログラムに係るプログラム使用権の提供を行う場合における当該譲渡若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供に充てるため貸付けを受けるもの

を含む。)については、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を七年を超えない範囲内で政令で定める期間とすることができる。

(中小企業者に対する資金の融通に関する特例)

第六十九条 商工組合中央金庫は、次に掲げる者に対して、その事業(第二号に掲げる団体にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業)の再建に必要な資金を政令で定める日までに貸し付ける場合には、同号に掲げる者に対する貸付金にあつては一人又は一団体につき三千万円を、第二号に掲げる団体に対する貸付金(その直接又は間接の構成員である第一号に掲げる者に転貸されるものに限る。)にあつては当該貸付金の転貸を受けるその直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者一人又は一団体につき三千万円をそれぞれ超えない範囲内において政令で定める額を限度として、政令で定めるところにより当該貸付け後三年間は年三パーセントの利率により、その後二年間は政令で定める利率により貸し付けるものとし、国は、必要と認める場合には、政令で定めるところにより、当該貸付けにつき、貸付け後五年間を限り利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができる。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた中小企業者、協業組合及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体で政令で定めるものであつて、当該地域内にあるその者の事業所又は主要な事業用資産の阪神・淡路大震災による損失額が当該事業所若しくは主

要な事業用資産の価額又はその者の事業による総収入に比し政令で定める程度以上である旨の証明を市町村長その他相当機関から受けた者

二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

(適用等)

第七十条 前三条の規定は、平成七年一月十七日から適用する。

2 前条の規定の施行前に阪神・淡路大震災に關し激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十五条第一項の規定に基づき同条第二項に規定する特別被害者及び同条第一項第二号に掲げる団体の直接又は間接の構成員である同条第二項に規定する特別被害者に転貸される当該団体に対して行われた商工組合中央金庫の貸付けは、前条の規定に基づいて行われたものとみなす。

第八章 運輸省関係

(外貨埠頭等の災害復旧事業に対する補助)

第七十一条 国は、予算の範囲内において、外貨埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号。次条第一項及び第七十三条において「承継法」という。)第二条第一項の規定により神戸港につき運輸大臣が指定した法人(次条第一項及び第七十三条において「神戸港指定法人」という。)に對し、当該法人が管理する外貨埠頭のうち政令で定める施設であつて阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧事業(災害にかかった施設を原形

に復旧すること(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。)を目的とする事業及び災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とする事業をいう。次項及び次条において同じ。)

2 国は、予算の範囲内において、港湾法第五十五条の七第一項の規定により神戸港における特定用途港湾施設の建設又は改良に係る資金につき港湾管理者から貸付けを受けた者に對し、当該貸付けに係る特定用途港湾施設のうち政令で定める施設であつて阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができる。

(外貨埠頭等の災害復旧事業に係る資金の貸付け)

第七十二条 神戸港指定法人が管理する外貨埠頭(前条第一項の政令で定める施設を除く。)であつて阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧事業に要する費用については、当該費用を外貨埠頭の建設又は改良に要する費用とみなして、承継法第六条の規定を適用する。この場合において、同条中「前条第一項の認可を受けた整備計画に基づき、又は旧公団法第三十二条第一項の規定により公団が認可を受けた工事実施計画に従つて行う外貨埠頭」とあるのは、「外貨埠頭」とする。

2 前条第二項に規定する貸付けを受けた者が管理する当該貸付けに係る特定用途港湾施設(同項の政令で定める施設を除く。)であつて阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧事業に要する費用については、当該費用を特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用とみなして、港湾法第五十五条の七第一項及び第三項から第五項までの規定を適用する。

淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧事業に要する費用については、当該費用を特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用とみなして、港湾法第五十五条の七第一項及び第三項から第五項までの規定を適用する。

(外貨埠頭の建設等に係る貸付け金の償還期限の延長)

第七十三条 国は、承継法第六条の規定による貸付金であつて、神戸港指定法人が阪神・淡路大震災を受ける以前に貸付けを受けたものについては、担保の提供をさせず、かつ、利息を付さないで償還期限を延長することができる。

第九章 労働省関係

(雇用保険法による雇用安定事業等の特例)

第七十四条 特定被災区域内に所在する事業所に、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第四条第一項に規定する被保険者(以下この条において「被保険者」という。)として雇用される者が平成七年一月十七日前に約された者であつて、現に当該事業所に被保険者として雇用されることとなつてゐるもの(以下この条において「内定者」という。)については、当該事業所に被保険者として雇用されることとなる日(その日が平成八年三月三十一日後の日であるときは、同月三十一日)までの間、当該内定者を被保険者とみなして、同法第四章の規定を適用する。

第十章 建設省関係

(改良住宅等に対する補助)

第七十五条 国は、住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である特定被災地方公共団体に對し、阪神・淡路大震災による被害を受けた同条第六項

に規定する改良住宅又は同条第七項に規定する地区施設の災害の復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その十分の八を補助する。

(都市施設に対する補助)

第七十六条 国は、特定被災地方公共団体に對し、阪神・淡路大震災による被害を受けた都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる都市施設で政令で定めるものの災害の復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その十分の八を補助する。

(住宅金融公庫法等の特例)

第七十七条 住宅金融公庫(以下この条及び次条において「公庫」という。)は、住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号。以下この条及び次条において「公庫法」という。)第十七条に規定する業務のほか、阪神・淡路大震災により、人の居住の用に供する家屋(主として人の居住の用に供する家屋を含む。第九項において同じ。)が滅失し、若しくは損傷し、又はその家屋の用に供する土地に擁壁の損壊その他の被害が生じた場合において、次の各号に掲げる者に對し、それぞれ当該各号に定める資金を貸し付けることができる。

一 阪神・淡路大震災の当時当該家屋に居住していた親族の居住の用に供するために自ら居住する家屋以外に家屋を必要とする者のうち、当該災害の発生の日から起算して二年を経過する日までの間(被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第 号)第七条の規定による制限その他の制限で建設省令・大蔵省

令で定めるものにより当該期間内に当該家屋の建設を行うことができない場合にあっては、これらの制限が行われなくなった日から起算して六月以内で建設省令・大蔵省令で定める日までの間。第八項において「特定建設期間」という。)に、当該親族の居住していた家屋に代わるべき家屋若しくは当該損傷した家屋で建設省令・大蔵省令で定めるもの(以下この条において「特定災害復興住宅」という。)を建設し、購入し、若しくは補修し、又は当該特定災害復興住宅の補修に付随して当該特定災害復興住宅を移転し、当該特定災害復興住宅の建設若しくは補修に付随してたい積土砂の排除その他の宅地の整備(以下この条において「整地」という。)をし、若しくは当該特定災害復興住宅の建設若しくは購入に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者。当該特定災害復興住宅の建設、購入若しくは補修又は当該特定災害復興住宅の補修に付随する当該特定災害復興住宅の移転、当該特定災害復興住宅の建設若しくは補修に付随する整地若しくは当該特定災害復興住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金

二 阪神・淡路大震災の当時当該土地を所有し、賃借し、若しくは使用していた者で、自ら居住し、若しくは他人に貸すために、前号の災害の発生の日から起算して二年を経過する日までの間(被災市街地復興特別措置法第七条の規定による制限その他の制限で建設省令・大蔵省令で定めるものにより当該期間内

に当該土地の補修を行うことができない場合
にあっては、これらの制限が行われなくなつた日から起算して六月以内で建設省令・大蔵省令で定める日までの間。以下この号において「特定補修期間」という。に、当該土地で建設省令・大蔵省令で定めるもの(以下この条において「災害復興宅地」という。)を補修しようとするもの又は阪神・淡路大震災の当時当該土地を所有し、賃借し、若しくは使用していた親族の居住の用に供するために、特定補修期間内に、災害復興宅地を補修しようとする者 当該災害復興宅地の補修に必要な資金

2 公庫は、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
一 特定災害復興住宅又は災害復興宅地の設計、工事及び維持補修並びに特定災害復興住宅の建設又は補修に付随する整地に関する指導
二 特定災害復興住宅又は災害復興宅地に係る

貸付金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理(建設中又は補修中の特定災害復興住宅又は災害復興宅地についてそれらの円滑な処分を図るために必要やむを得ない範囲内で行う建設工事又は補修工事を含む。)及び処分

3 公庫が、第一項の規定により、北海道の区域内において特定災害復興住宅の建設又は購入をしようとする者に対し資金の貸付けをすることができる特定災害復興住宅は、北海道の気象に適した防熱的な構造及び設備を有する家屋であり、かつ、防火性能を有する構造のものでなければならぬ。

4 第一項の規定による貸付金の金額の限度については、政令で定める。

5 第一項の規定による貸付金の利率、償還期間及び据置期間は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の利率の欄、償還期間の欄及び据置期間の欄各項に定めるとおりとする。

項	区 分	利 率	償還期間	据置期間
一	耐火構造の特定災害復興住宅の建設又は購入(新たに建設された特定災害復興住宅でまだ人の居住の用その他のその本来の用途に供したことのないもの(以下この表において「新築の特定災害復興住宅」という。))の購入に限る。及び当該特定災害復興住宅の建設に付随する整地又は当該特定災害復興住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得を目的とする貸付金	年五・五パーセント以内で政令で定める率	三十五年以内	五年以内
二	準耐火構造の特定災害復興住宅の建設又は購入(新築の特定災害復興住宅の建設に付随する整地又は当該特定災害復興住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得を目的とする貸付金)	年五・五パーセント以内で政令で定める率	三十年以内	五年以内

三	四	五
耐火構造の特定災害復興住宅及び準耐火構造の特定災害復興住宅以外の特定災害復興住宅の建設又は購入又は新築の特定災害復興住宅以外の特定災害復興住宅で耐火構造の特定災害復興住宅であるものの購入並びに当該特定災害復興住宅の建設に付随する整地又はこれら特定災害復興住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得を目的とする貸付金	特定災害復興住宅の補修及びこれに不随する移転又は整地を目的とする貸付金	災害復興宅地の補修を目的とする貸付金
年五・五パーセント以内で政令で定める率	年五・五パーセント以内で政令で定める率	年五・五パーセント以内で政令で定める率
二十五年以内	二十年以内(据置期間を含む。)	二十年以内(据置期間を含む。)
五年以内	一年以内	一年以内

備考
一 この表において「耐火構造の特定災害復興住宅」とは、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第二条第五号に規定する主要構造部を同条第七号に規定する耐火構造とした特定災害復興住宅をいう。
二 この表において「準耐火構造の特定災害復興住宅」とは、耐火構造の特定災害復興住宅以外の特定災害復興住宅で、建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するもの又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の特定災害復興住宅として建設省令・大蔵省令で定めるものをいう。

6 前各項の規定により公庫の業務が行われる場合には、公庫法第五条第六項中「第十七条」とあるのは「第十七条及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第 号)第七十七条」と、公庫法第十八条中「第十一項」とあるのは「第十一項並びに阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条」と、公庫法第二十一条の四第三項各号列記以外の部分中「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項第一号の特定災害復興住宅をいう。以下同じ。)、災害復興宅地(同項第二号の災害復興宅地をいう。以下同じ。)」と、同項第二号中「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、同項第四号中「第十一項」とあるのは「第十一項若しくは阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、同項第五号中「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、同項第七号中「第十一項」とあるのは「第十一項若しくは阪神・淡路大

震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、災害復興宅地」と、公庫法第二十三条第一項第二号中「関連利便施設、災害復興住宅」とあるのは「関連利便施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、「災害復興住宅の建設」とあるのは「災害復興住宅又は特定災害復興住宅の建設」と、「住宅、災害復興住宅」とあるのは「住宅、災害復興住宅、特定災害復興住宅」と、「関連公共施設、災害復興住宅」とあるのは「関連公共施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、「第十一項」とあるのは「第十一項並びに阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「第八項までの」とあるのは「第八項までの」と、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項の「と」、公庫法第二十四条第二項中「関連利便施設、災害復興住宅」とあるのは「関連利便施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅」と、「関連公共施設、災害復興住宅」とあるのは「関連公共施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、「第十七条第十二項各号及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第二項各号」と、「公庫法第三十一条第二項及び第三十二条第二項第一号中「この法律」とあるのは「この法律、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」と、同条第三項中「前

項第一号」とあるのは「前項第一号（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）と、公庫法第三十四条第二項中「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅」と、「貸付金をもつて整備する関連公共施設」とあるのは「貸付金をもつて整備する関連公共施設、貸付金をもつて補修する災害復興宅地」と、公庫法第三十五条第四項中「又は第十一項」とあるのは「若しくは第十一項又は阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、災害復興宅地」と、公庫法第四十四条中「この法律」とあるのは「この法律又は阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条」と、公庫法第四十九条第三号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項及び第二項に規定する業務」と、同条第四号中「第八項」とあるのは「第八項若しくは阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第四項」と、「同条第五項」とあるのは「第二十條第五項」と、同条第七号中「第三十一条第二項」とあるのは「第三十一条第二項（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）と、公庫法附則第十三

項中「掲げる貸付金」とあるのは「掲げる貸付金及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第五項の表三の項に掲げる貸付金」と、「新築の災害復興住宅以外の災害復興住宅」とあるのは「新築の災害復興住宅以外の災害復興住宅及び新築の特定災害復興住宅以外の特定災害復興住宅」と、「同表六の項ハ償還期間の欄」とあるのは「第二十一条第一項の表六の項ハ償還期間の欄及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第五項の表三の項償還期間の欄」と、「同欄」とあるのは「これらの欄」とする。

7 第三項に規定する防火性能を有する構造について必要な技術的事項は、建設省令・大蔵省令で定める。

8 公庫は、阪神・淡路大震災により滅失した住宅に阪神・淡路大震災の当時居住していた親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者が、特定建設期間内に、住宅を建設し、若しくは購入し、又は公庫法第十七条第十一項に規定する中高層耐火建築物等を建設しようとする場合において、同条第一項、第二項又は第十項前段の規定により、その者に住宅の建設若しくは購入、住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得又は中高層耐火建築物等の建設に必要な資金を貸し付けるときは、貸付金の償還期間を五年以内延長し、かつ、貸付けの日から起算して五年以内の据置期間を設けることができる。

9 阪神・淡路大震災により滅失した人の居住の用に供する家屋を阪神・淡路大震災の当時所有

し、若しくは賃借していた者又は阪神・淡路大震災の当時当該家屋に居住していた者に対する公庫法第七十七条第六項、第二十一条第一項の表六の項及び第二十一条の二第二項並びに北海道防衛住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第八条の二第二項の規定の適用については、公庫法第七十七条第六項中「二年以内」とあるのは「二年を経過する日までの間（被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第 号）第七條の規定による制限その他の制限で建設省令・大蔵省令で定めるものにより当該期間内に当該家屋に代わるべき家屋の建設を行うことができない場合にあつては、これらの制限が行われなくなつた日から起算して六月以内で建設省令・大蔵省令で定める日までの間）」と、公庫法第二十一条第一項の表六の項中「三年以内」とあるのは「五年以内」と、公庫法第二十一条の二第一項中「二年以内」とあるのは「二年を経過する日までの間（被災市街地復興特別措置法第七條の規定による制限その他の制限で建設省令・大蔵省令で定めるものにより当該期間内に当該住宅に代わるべき住宅又は中高層耐火建築物等の建設を行うことができない場合にあつては、これらの制限が行われなくなつた日から起算して六月以内で建設省令・大蔵省令で定める日までの間）」と、「三年以内」とあるのは「五年以内」と、北海道防衛住宅建設等促進法第八条の二第二項の表中「三年以内」とあるのは「五年以内」とする。

（経過措置）

第七十八条 前条第八項の規定並びに同条第九項の規定により読み替えて適用される公庫法第十

七条第六項、第二十一條第一項の表六の項及び第二十一條の二第二項並びに北海道防衛住宅建設等促進法第八條の二第二項の規定は、公庫が平成七年一月十七日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けから適用し、公庫が同日前に受理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一章 自治省関係

(消防施設の復旧に要する経費の補助)

第七十九條 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、当該市町村が行う阪神・淡路大震災により被害を受けた消防の用に供する施設であつて政令で定めるものの復旧に要する経費について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

(地方債の特例)

第八十條 次に掲げる場合においては、阪神・淡路大震災により被害を受けた地方公共団体である区域の全部又は一部が特定被災区域内にあるもののうち政令で定めるものは、平成六年度及び平成七年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條第一項及び災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二百一十條の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で自治省令で定めるものの阪神・淡路大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生

ずる財政収入の不足を補う場合

二 阪神・淡路大震災に係る災害予防、災害応急対策又は災害復旧で自治省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険特別会計の積立金(次項において「政府資金」という。)をもつて引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を政府資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

(地共済法の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除の特例)

第八十一條 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)以下この条から第八十七條までにおいて「地共済法」という。第三條第一項に規定する組合(以下この条及び次条において「地共済組合」という。)は、地共済組合の組合員(地共済法第六十一條第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する一年以上組合員であつた者を含む、老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降)においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情を参酌して自治省令で定めるもの(以下この条から第八十五條までにおいて「被災地共済組合員」という。)が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に受ける療養の給付につい

て、地共済法第五十七條第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うべき同条第二項の規定による一部負担金の支払を免除することができる。

2 前項の規定により一部負担金の支払を免除された被災地共済組合員は、地共済法第五十七條第二項本文の規定にかかわらず、当該一部負担金を同条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うことを要しない。

3 地共済法第五十七條第四項の規定は、第一項の規定により被災地共済組合員が同項に規定する一部負担金の支払を免除された場合には、適用しない。

(地共済法の入院時食事療養費の額についての特例)

第八十二條 前条第一項の規定により同項に規定する一部負担金の支払を免除した地共済組合(次条から第八十七條までにおいて「特例地共済組合」という。)が、平成七年一月十七日から第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災地共済組合員が受けた食事療養費(地共済法第五十六條第二項に規定する食事療養費をいう。以下この条から第八十四條まで及び第八十六條において同じ。)について地共済法第五十七條の二第一項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養に係る同項に規定する費用の額に相当する金額とする。

(地共済法の特定療養費の額についての特例)

第八十三條 特例地共済組合が、平成七年一月十

七日から同年十二月三十一日までの間に被災地共済組合員が受けた地共済法第五十七條の三第一項各号に掲げる療養について同項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する特定療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)に係る地共済法第五十七條の三第二項第一号に規定する費用の額に相当する金額

二 当該食事療養に係る地共済法第五十七條の三第二項第二号に規定する費用の額に相当する金額(第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、当該費用の額から同号に規定する標準負担額を控除した額に相当する金額)

(地共済法の療養費の額についての特例)

第八十四條 特例地共済組合が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災地共済組合員が受けた療養について地共済法第五十八條第一項又は第二項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する療養費の額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該療養(食事療養を除く。)に係る同項に規定する費用の額に相当する金額及び当該食事療養に係る同項に規定する費用の額に相当する金額(第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降に被災地共済組合員が受けた食事療養については、当該費用の額から地共済法第五十八條第

平成七年二月二十八日 参議院會議録第八号

阪神・淡路大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案 阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案

三六

三項に規定する標準負担額を控除した額に相当する金額)の合算額(地共済法第五十八條第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で特例地共済組合が定める金額)とする。

(地共済法の訪問看護療養費の額についての特例)

第八十五條 特例地共済組合が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災地共済組合員が受けた指定訪問看護(地共済法第五十八條の二第一項に規定する指定訪問看護をいう。第八十七條において同じ。)について同項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する訪問看護療養費の額は、地共済法第五十八條の二第二項の規定にかかわらず、当該指定訪問看護に係る同項に規定する費用の額に相当する金額とする。

(地共済法の家族療養費の額についての特例)

第八十六條 特例地共済組合が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に地共済法第二條第一項第二号に規定する被扶養者(地共済法第六十一條第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する一年以上組合員であつた者の被扶養者及び同条第二項の規定により療養に関する死亡後の給付を受ける者を含む、老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情)を参酌して自治省令で定めるもの(以下この条及び次条において「被災地共済被扶養者」という。)が受けた療養について地共済法第五十九條第一項の規定により当該被災地共済被扶養者に係る組合員(地共済法第六十一條第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する一年以上組合員であつた者及び同条第二項の規定の適用を受ける被災地共済被扶養者を含む。次条において同じ。)に対して支給する家族療養費の額は、地共済法第五十九條第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 保険医療機関等(地共済法第五十七條の三第一項第二号に規定する保険医療機関等をいう。次号及び第三号において同じ。)から地共済法第五十六條第一項各号に掲げる療養(食事療養及び選定療養(同条第二項に規定する選定療養をいう。次号及び第三号において同じ。)を除く。)を受ける場合(第三号に掲げる場合を除く。) その療養に係る費用の額に相当する金額

二 特定承認保険医療機関(地共済法第五十七條の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいう。)から地共済法第五十六條第一項各号に掲げる療養(食事療養を除く。)を受ける場合又は保険医療機関等から同項各号に掲げる療養(食事療養を除く。)であつて選定療養に該当するものを受ける場合(次号に掲げる場合を除く。) その療養に係る費用の額に相当する金額

三 保険医療機関等から地共済法第五十六條第一項各号に掲げる療養(食事療養及び選定療養を除く。)及び同項各号に掲げる療養(食事療養を除く。)であつて選定療養に該当するものを受ける場合(次号に掲げる場合を除く。)であつて選定療養に該当するものを受ける場合(次号に掲げる場合を除く。) その療養に係る費用の額に相当する金額

のを受ける場合 前二号に定める金額の合算額

四 前三号に掲げる場合において地共済法第五十六條第一項第五号に掲げる療養(食事療養を除く。)に併せて食事療養を受ける場合 前三号に定める金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額(第二十五條第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降に被災地共済被扶養者が受けた食事療養については、当該費用の額から地共済法第五十九條第二項第七号に規定する標準負担額を控除した額に相当する金額)の合算額

2 前項第一号に規定する療養に係る費用の額は地共済法第五十七條第六項に規定する費用の額と、前項第二号に規定する療養に係る費用の額は地共済法第五十七條の三第二項第一号に規定する費用の額と、前項第四号に規定する食事療養に係る費用の額は地共済法第五十七條の二第二項に規定する費用の額とする。

3 第八十四條の規定は、地共済法第五十九條第七項において準用する地共済法第五十八條第一項又は第二項の規定により被災地共済被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。この場合において、地共済法第五十九條第八項の規定は、適用しない。

(地共済法の家族訪問看護療養費の額についての特例)

第八十七條 特例地共済組合が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災地共済被扶養者が受けた指定訪問看護について地共済法第五十九條の二第一項の規定により当該

被災地共済被扶養者に係る組合員に対して支給する家族訪問看護療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該指定訪問看護に係る同項に規定する費用の額に相当する金額とする。(適用)

第八十八條 第八十一條から前条までの規定は、平成七年一月十七日から適用する。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年二月二十八日

参議院議長 原 文兵衛殿
労働委員長 笹野 貞子

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、阪神・淡路大震災を受けた地域における多数の失業者の発生に對処するため、当該地域において計画実施される公共事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、その生活の安定を図ろうとするものであつて、妥當な措置と認める。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年二月二十七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原文兵衛殿

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、阪神・淡路大震災を受けた地域における多数の失業者の発生に対処するため、当該地域において計画実施される公共事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、その生活の安定を図ることを目的とする。

(被災失業者の公共事業への就労促進)

第二条 労働大臣は、阪神・淡路大震災を受けた地域として被災災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二十五条第一項本文の政令で定める地域のうち、多数の失業者が発生し、又は発生するおそれがある地域として労働大臣が指定する地域(以下「特別地域」という。)において計画実施される公共事業について、その事業種別に従い、職種別に、当該事業に使用される労働者

の数とその他の被災失業者の数との比率(以下この条において「吸収率」という。)を定めることができる。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公共事業 国及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。)(次項において「国等」という。)(自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。

二 被災失業者 次に掲げる失業者であつて、平成七年一月十七日以後に失業したものをいう。

イ 特別地域内に居住する失業者
ロ イに掲げる失業者以外の失業者であつて、特別地域内で行われる事業に従事していたもの

3 吸収率の定められている公共事業を計画実施する国等の機関又は地方公共団体等(これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次項において「公共事業の事業主体等」という。)(は、公共職業安定所の紹介により、常に吸収率に該当する数の被災失業者を雇い入れていなければならない。
4 公共事業の事業主体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の被災失業者を公共職業

安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

5 第一項の規定による指定は、同項に規定する措置を講ずべき期間を付してするものとする。

この場合において、当該期間を延長する必要があると認められるときは、当該期間は、延長することができるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、吸収率の定められている公共事業への被災失業者の吸収に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第三条 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二十二條の規定及び地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第二十三号)第十九條の規定は、特別地域である地域については、適用しない。

2 特別地域が高齢者等の雇用の安定等に関する法律第二條第四項に規定する特定地域である場合における前條の規定の適用については、同條第二項第二号中「失業したもの」とあるのは、「失業したもの(高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二條第二項に規定する中高年齢失業者等を含む。)」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 育児休業等に関する法律の一部を改正す

る法律(平成七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第十九條のうち、労働省設置法第十條第一項の改正規定中「中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律」を「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第五十一号中「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)及び阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法(平成七年法律第 号)」に改める。

第十條第一項中「及び中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律」を「中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律及び阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」に改める。

(この法律の失効)
第四條 この法律は、この法律の施行の日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。

平成七年二月二十八日 参議院會議録第八号

平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案 旅券法の一部を改正する法律案

三八

審査報告書

平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年二月二十八日

地方行政委員長 岩本 久人
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成六年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定について特例を設けるとともに、同年度分として交付すべき特別交付税の総額の特例を設ける等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成六年度補正予算(第二号)により交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、一般会計から同特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金を三百億円増額することとしている。

平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年二月二十七日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案
平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案

(地方交付税の総額の特例)

第一条 平成六年度分として交付すべき地方交付税の総額に係る地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第六条第二項の規定による額の算定については、平成六年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額、消費税(消費譲与税に係るものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)の収入見込額並びにたばこ税の収入見込額は、同年度の一般会計補正予算(第一号)による補正後の一般会計予算に計上された所得税、法人税及び酒税の収入見込額、消費税の収入見込額並びにたばこ税の収入見込額(次条第一項において、所得税、法人税及び酒税、消費税並びにたばこ税の平成六年度第一次補正後収入見込額)という。とする。

2 平成六年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法及び前項の規定により算定した額に三百億円を加算する。

(交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入額の特例)

第二条 平成六年度分の交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三十三号)第四条の規定による一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定について

は、平成六年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額、消費税の収入見込額並びにたばこ税の収入見込額は、所得税、法人税及び酒税、消費税並びにたばこ税の平成六年度第一次補正後収入見込額とする。

2 平成六年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額は、交付税及び譲与税配付金特別会計法及び前項の規定により算定した額に三百億円を加算した額とする。

(普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第三条 平成六年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額(地方交付税法及びこの法律の規定に基づき交付すべき地方交付税の総額をいう。以下この条において同じ。)から地方交付税法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額(以下この条において「返還金等の額」という。)と三百億円との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と三百億円との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と三百億円との合算額を加算した額とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条第二項の規定により加算することとされた額に相当する額については、法律の定めるところにより、平成八年度以降の各年度分として交付すべき地方交付税の総額から減額する措置を講ずることとする。

審査報告書

旅券法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年二月二十八日

外務委員長 田村 秀昭
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、海外に渡航する国民の一層の便宜を図るため、数次往復用の一般旅券の有効期間を十年とするともに、申請者の希望に応じ有効期間が五年の一般旅券も発給できるようにし、あわせて旅券への子の併記については、国際的に廃止の傾向にあること等を勘案してこれを廃止するとともに、年少者に対する手数料の減額措置を講ずるほか、有効期間が十年の一般旅券に係る手数料の設定等所要の規定の整備を行うことを内容とするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

この法律施行のため、平成七年度一般会計予算(外務省所管)に所要の経費が計上されている。

旅券法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年二月二十一日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

旅券法の一部を改正する法律案

旅券法の一部を改正する法律

旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「(第十一条の併記がされている者を除く。)」を削る。

第三条第一項第三号中「(第十一条の併記を求められる者については、外務省令で定める場合には、省略することができる。以下同じ。)」を削る。

第五条第一項中「五年」を「十年」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該発給の申請をする者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期間を五年とする。

一 有効期間が五年の一般旅券の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載して申請する者である場合

二 二十歳未満の者である場合

第五条第二項中「一」を「いずれかに」に、「五年」を「十年(当該一般旅券の発給の申請をする者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、五年)」に改め、同条第三項中「については」を「が第三条の規定による発給の申請をする場合には」に、「五年の」を「十年(当該発給の申請をする者が同項第二号に掲げる場合に該当するときは、五年)」に改め、同項ただし書中「五年」を「十年(当該発給の申請をする者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、五年)」に改める。

第七条第一項中「又は当該申請に係る第十一条第一項の一括申請を削る。」

第九条第一項ただし書中「子の併記に係る事項を削り、同条第二項ただし書を削り、同条第四項中「第二項ただし書の請求に係る公用旅券及び」を削る。

第十一条を次のように改める。

第一条 削除

第十二条第一項中「前条の併記を求められる者を除く。)」を削る。

第十四条中「五年」を「十年(一般旅券の発給の申請をする者が同条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、五年)」に改める。

第十五条中「(第十一条の併記を求められる者を除く。)」を「(以下この条において「発給申請者」という。)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該発給申請者が署名することが困難なものとして外務省令で定める者である場合には、外務省令で定めるところにより、当該発給申請者の記名をもつて代えることができる。

第十八条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、第一号ただし書を削る。

第二十条第一項中「(第十一条の併記を求められる者を除く。)」を削り、同項第一号中「一般旅券(次号に掲げるものを除く。)」を「第五条第一項本文の一般旅券」に、「一万円」を「一万五千円」に改め、同条の次に次の一号を加える。

一の二 第五条第一項ただし書の一般旅券の発給

第二十条第一項第二号中「渡航先が個別に特定して記載され若しくは有効期間が五年未満の一般旅券又は一往復用」を「前二号に掲げる一般旅券以外」に改め、同項第五号中「八千円」を「一万二千円」に改め、同条の次に次の一号を加える。

一の二 第五条第一項ただし書の一般旅券の発給

第二十条第一項第二号中「渡航先が個別に特定して記載され若しくは有効期間が五年未満の一般旅券又は一往復用」を「前二号に掲げる一般旅券以外」に改め、同項第五号中「八千円」を「一万二千円」に改め、同条の次に次の一号を加える。

五の二 第一号の二に掲げる旅券の再発給 八千円

第二十条に次の一項を加える。

6 第一項の場合において、処分の申請をする者が十二歳未満であるときは、同項第一号の二及び第五号の二の手数料については、当該各号に定める額の二分の一に相当する額とする。この場合において、当該手数料に係る第二項の規定の適用については、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(旧法の規定に基づく申請等に関する経過措置)

第二条 改正前の旅券法(以下「旧法」という)の規定に基づいてされた旅券に関する申請若しくは請求又は渡航書に関する申請(以下この条において「旧法による旅券等の申請等」という。)については、なお従前の例による。

(一往復用一般旅券の渡航先の追加に関する経過措置)

第三条 旅券法の一部を改正する法律(平成元年法律第二十三号)附則第二条後段の一般旅券以下「往復用一般旅券」という。の渡航先の追加については、なお従前の例による。

(一往復用一般旅券の紛失等に関する経過措置)

第四条 一往復用一般旅券の名義人が、当該旅券を紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合に

は、当該旅券については、改正後の旅券法(以下「新法」という。)第十条の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、一往復用一般旅券の名義人は、新法第三条の規定により旅券の発給を申請することができる。ただし、著しく損傷したことにより旅券の発給の申請をしようとする者は、当該著しく損傷した旅券を返納の上、申請しなければならない。

3 前項の規定により旅券の発給の申請があった場合における紛失し、又は焼失した旅券の効力については、新法第十八条第一項第五号中「渡航書」とあるのは、「旅券又は渡航書」とする。

(併記に関する経過措置)

第五条 旧旅券のうち旧法第十一条の併記がある旅券については、旧法第二条第六号、第九条第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項、第十一項第三項及び第四項、第十二条第一項並びに第十八条第一項第一号ただし書の規定は、なおその効力を有する。

(手数料に関する経過措置)

第六条 新法第二十条第一項及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成七年二月二十八日 参議院会議録第八号

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案 阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律案

四〇

審査報告書

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年二月二十八日

文教委員長 松浦 孝治

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民の祝日に、新たに七月二十日を「海の日」として加え、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う日としようとするものであり、おおむね妥当な措置と認め

た。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成七年二月二十七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条 この日の項の次に次のように加える。

海の日 七月二十日 海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。

附 則

この法律は、平成八年一月一日から施行する。

審査報告書

阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年二月二十八日

大蔵委員長 西田 吉宏

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、阪神・淡路大震災に対処するために必要な財源を確保するため、平成六年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、財政法第四十四条第一項ただし書の規定により同年度において追加的に発行される公債についての発行時期及び会計年度所属区分の特例に関する措置を講じようとするものである。よって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、平成六年度一般会計補正予算(第二号)の歳入に、特例公債金として八百六億円が計上されている。

阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年二月二十七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律案

阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律案

法律

(趣旨)

第一条 この法律は、阪神・淡路大震災に対処するために必要な財源を確保するため、平成六年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十四条第一項ただし書の規定により平成六年度において追加的に発行される公債についての発行時期及び会計年度所属区分の特例に関する措置を定めるものとする。

(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法第四十四条第一項ただし書の規定、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律(平成六年法律第二十八号)第一条の規定及び所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律(平成六年法律第百八号)第一条第一項の規定により発行する公債のほか、平成六年度の一般会計補正予算(第二号)において見込まれる租税収入の減少を補い、及び当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、平成七年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成六年度所属の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減償に努めるものとする。

(財政法第四十四条第一項ただし書の規定による公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第三条 財政法第四十四条第一項ただし書の規定により平成六年度の一般会計補正予算(第二号)をもって国会の議決を経た金額の範囲内で発行する公債のうち同項ただし書の規定により同年度の一般会計補正予算(第一号)をもって国会の議決を経た金額を超え、同項ただし書の規定により同年度の一般会計補正予算(第二号)をもって国会の議決を経た金額に達するまでの分の額に相当する額の公債の発行は、平成七年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項ただし書の公債に係る収入は、平成六年度所属の歳入とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。